

## 第2次

# ふくいの食育・地産地消推進計画



平成26年3月

福井県



# 目 次

---

I	第2次計画の策定にあたって	・・・	1
1	第2次計画策定の趣旨	・・・	1
2	計画の位置づけ	・・・	2
3	計画期間	・・・	2
II	第1次計画の目標の達成状況等	・・・	3
III	これまでの動きと食をとりまく情勢	・・・	8
1	食育	・・・	8
2	地産地消	・・・	10
3	健康	・・・	12
IV	活動方針	・・・	14
V	推進すべき内容	・・・	17
1	食育	・・・	17
	ライフステージに応じた「しあわせ元気」な食育活動の推進		
2	地産地消	・・・	24
	消費者との「つながり」を活かした地産地消の推進		
3	健康	・・・	31
	栄養バランスのよい適切な食生活を通じた健康づくりの推進		
VI	推進体制	・・・	35
VII	目標	・・・	36
	参考資料	・・・	38



# I 第2次計画の策定にあたって

---

## 1 第2次計画策定の趣旨

平成21年3月に策定した本県の食育・地産地消推進計画では、「ふくいの食を通じて健康で豊かな人間性を育む」を基本理念として、「食べものをありがたくいただく気持ちの醸成」（食育）、「おいしく安全な食を提供する地産地消の推進」（地産地消）、「健全で豊かな食生活の実践」（健康）の3つの基本方針を定め、幅広い分野でさまざまな活動を展開してきました。

これらの活動を県民運動として展開していくための体制として、関係団体で構成する「ふくいの食育・地産地消推進県民会議」を設置し、市町とも連携しながら、民間団体と行政が一体となって取り組んでいます。

特に、平成24年度からは、本県の食材が最も豊富となる11月の第2日曜日から第3日曜日を「ふくい 味の週間」と定め、「学び」「味わい」「楽しむ」をコンセプトに、県内外に本県の食に関する情報発信を行うとともに、多くの生産団体、流通業界、教育関係等の協力を得ながら、さまざまな活動を展開しています。

こうした活動の結果、同計画に掲げる食育および地産地消に関する11項目の目標のうち、7項目において目標を達成することができました。

主なものとしては、食育ボランティアによる食育活動の進展、学校給食における県産農林水産物の利用、学校と地域団体との連携による農業体験、農産物直売所の販売額の拡大などが挙げられます。

福井県は小・中学校の「学力」「体力」や「健康寿命」が全国トップクラスであり、幸福度にあっては日本一とも言われる生活環境に恵まれた県であり、「食育の祖」石塚左玄の教えが育まれてきた地です。

これまでの成果と課題、今後の社会情勢の変化などを踏まえ、本県を代表するブランド食材である「越前ガニ」、本県が生んだ「コシヒカリ」をはじめとする特色のある農林水産物を十分に生かし、第2次の「ふくいの食育・地産地消推進計画」を策定します。

## 基本理念

「ふくいの食を通じて健康で豊かな生活を実現する」

## 2 計画の位置づけ

この計画は、本県における食育や地産地消、健康づくりのあるべき姿を示すとともに、その実現に向けて必要な施策を総合的かつ計画的に推進するために策定し、次の法令等に規定する計画として位置づけます。

- ①食育基本法（平成17年6月17日法律第63号）第17条に規定する都道府県食育推進計画
- ②福井県地産地消の推進に関する条例（平成20年3月14日福井県条例第1号）第9条に規定する地産地消の推進に関する計画
- ③地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年12月3日法律第67号）第41条に規定する地域の農林水産物の利用の促進についての計画

また、次に例示するものをはじめ本県のさまざまな分野の計画等と相互に連携・補完しながら、効果的な推進を図ります。

- ①「ふくい農業・農村基本計画」（平成26年3月策定）
- ②「福井県教育振興基本計画」（平成23年9月策定）
- ③「福井県幼児教育支援プログラム」（平成24年10月策定）
- ④「第3次元気なふくいの健康づくり応援計画」（平成25年3月策定）

## 3 計画期間

この計画期間は平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中に大きな状況の変化などが生じた場合は、必要に応じ所要の見直しを行います。

## Ⅱ 第1次計画の目標の達成状況等

---

### 食育

#### ■食べものをありがたくいただく気持ちの醸成■

##### ◎食育ボランティアの活動回数

国の「食育推進基本計画」（平成18年3月内閣府策定。以下同じ。）では、「食育の推進に関わるボランティア数の増加」を目標としていますが、本県ではより活動実態が把握できるように活動回数を目標としました。

目標： 2,000回（H25）  
状況： 1,284回（H20）⇒ 2,190回（H24）（目標達成済）

ボランティア登録した個人、企業、団体による自主的な活動が盛んに行われたことにより、達成することが出来ました。

##### ◎伝承料理をよく食べる人の割合

食育推進基本計画では、「料理教室等での啓発活動」となっていますが、福井県では家庭で伝承料理を食べる人の割合を目標としました。

目標： 30%（H25）  
状況： 20.7%（H20）⇒ 66.6%（H21）（目標達成済）

食生活改善推進員による講習会や女性起業グループによる商品開発により、消費者の関心が高まり各家庭においても口にする機会が増えてきたと考えられます。

##### ◎農産物の収穫時期がわかる人の割合

農業への理解を促進するため、福井県で生産される野菜の種類を知ることや旬の大切さの理解を深めるため、収穫時期がわかる人の割合を目標としました。

目標： 60%（H25）  
状況： 48.0%（H20）⇒ 66.3%（H21）（目標達成済）

小中学校等における農業体験活動や農産物直売所を通じた地産地消の取組みにより、農産物や生産活動に対する理解が深まったと考えられます。

### ◎親子や家庭での魚がさばける福井人育成講座参加数

日本海に面し漁港を多く抱える県として、魚をさばく技術と魚食を普及するために、親子や家庭での魚がさばける福井人育成講座参加数を目標としました。

目標： 300家族（H25）  
状況： 新規（H20） ⇒ 360家族（H23）（目標達成済）

食生活改善推進連絡協議会や県栄養士会、県魚商協同組合連合会等の協力により、多くの魚捌き講座を開催したことで目標を達成できました。



## 地産地消

### ■おいしく安全な食を提供する地産地消の推進■

#### ◎学校給食地場産食材使用率（重量ベース）

食育推進基本計画に掲げる目標「学校給食における地場産物を使用する割合の増加」（品目数ベース）より、実態が把握できるように重量ベースの使用率を目標として設定しました。当初目標は、6月調査値による35%とし、平成21年度に目標を達成しました。

目標： 35%（H25）  
状況： 31.5%（H20） ⇒ 35.4%（H21）（目標達成済）

このため、目標を6月と11月の調査の平均値で40%と設定し、変更しています。

目標： 40%（H25）  
状況： 37.2%（H22） ⇒ 35.3%（H25）

「学校給食畑」の設置、地元食材を学校給食へ供給するためのしくみの整備、農家グループの育成で使用率は向上しました。その一方で、天候の影響や市場流通内での県産品の不足により、新たな目標の達成には至りませんでした。

#### ◎大規模農産物直売所の販売額

本県独自の目標として、当時の大規模農産物直売所8店舗の販売額16億円を設定し、平成22年度に目標を達成しました。

目標： 16億円（H22）  
状況： 13.7億円（H19） ⇒ 19.3億円（H22）（目標達成済）

直売所数や販売額が増高していたため、年間を通じて販売スタッフを雇用し、運営可能な規模として、販売額3,000万円／年の店舗を対象として、その販売額の目標として29億円を設定しました。

目標： 29億円（H25）  
状況： 26.1億円（H22） ⇒ 29.3億円（H24）（目標達成済）

安心できる地元食材購入への要望が高まったことや大規模直売所間のネットワーク化によって商品交流やイベント導入により賑わいづくりを実践し、販売金額増加につながりました。

## ◎米粉の使用量

主食用米の消費拡大の一環として、小麦粉の県内消費量700トン（推計）の10%を米粉に転換するため、本県独自の目標として設定しました。

目標： 100トン（H25）  
状況： 30.0トン（H20）⇒100.7トン（H24）（目標達成済）

生産者や製粉業者による米粉加工商品の開発や、直売所への米粉製粉機導入により、利用が促進されました。

## ◎とれたてふくいの日認知度

毎週日曜日を「とれたてふくいの日」として啓発活動を実施していたことから、消費者の地産地消活動の認知度を把握するための本県独自の目標として設定しました。

目標： 30%（H25）  
状況： 18.2%（H20）⇒ 30.7%（H21）（目標達成済）

県内量販店において地場産コーナーの設置を促し、「とれたてふくいの日」ののぼり設置など、消費者の目にふれる啓発を進めた結果、認知度が向上しました。

## 〈追加指標〉

### ◎消費世帯における購入に占める県内産品の割合

平成21年度に実施した福井県地産地消率調査において明らかとなった消費者が県産食材を購入する割合を新たな目標として追加しました。

目標： 39.3%（H25）  
状況： 38.4%（H21）⇒ 39.2%（H23）

地産地消率の向上は見られましたが、目標には達することができませんでした。  
本計画期間中に改めて調査等を実施していくこととしています。  
分析に協力いただいた研究者によれば5年から10年での検証が有効とのことでした。

## 健康

### ■ 健全で豊かな食生活の実践 ■

#### ◎野菜摂取量（20歳以上）

栄養バランスの良い食事ができているかどうかの指標として、「食育推進基本計画」にも掲げられており、特に不足しがちな野菜摂取量を目標としました。

「350g」は、厚生労働省「健康日本21」（平成20年）の目標値に基づいています。

目標： 350g/人/日（H25）

状況： 296.3g/人/日（H18）⇒ 311.9g/人/日（H23）

野菜摂取量は増加し、70歳以上では目標に達しましたが、20歳代～50歳代の摂取量がまだ少ないため、成人全体では、目標に至りませんでした。

#### ◎朝食欠食率

規則正しい食事を摂る習慣が身についているかどうかの指標として、「食育推進基本計画」にも掲げられている朝食欠食率を目標としました。

目標： 20歳代 男性 15%未満（H25）

女性 9%未満（H25）

状況： 20歳代 男性 25.3%（H18）⇒ 33.3%（H23）

女性 18.2%（H18）⇒ 12.7%（H23）

男女ともに目標を達成できませんでしたが、20歳代では、「今後、食生活を改善したいと思っている」人の割合が、男性で6割、女性で7割でした。

### Ⅲ これまでの動きと食をとりまく情勢

---

#### 1 食育

食べることは毎日行われることから、何をどのように、といった栄養価やおいしさはもちろんですが、いつ、どこで、誰となど食べ方にも、重要な意味があると考えられます。一人ひとりの日々の食べることの積み重ねが健康や社会にも大きな影響を与えます。古来から世界中で会食は最高の楽しみとされてきましたが、「共食」という言葉が近年重視されるようになっていきます。

福井県民には、「助け合い」「思いやり」など全国的に失われつつある「おもてなし」の気質が比較的強く残っているとされています。見方によっては「おせっかい」ともとれる意識の高さがさまざまなボランティア活動、コミュニティ活動に反映され、学校や地域における食育活動を支えています。

また、保護者のみならず地元住民の子どもへ関わろうとする意識がきわめて高く、保護者や地域住民、公民館活動などによってほぼ全小学校で農業体験が継続的に実施されています。

こうした県民意識の高さや行動が食育先進県福井と言われるゆえんであり、「食育の祖」石塚左玄の思想の源となっています。さらに、本年度登録されたユネスコ世界無形文化遺産「和食」の登録申請に際して、地域の取組事例が紹介され、世界的にも評価を高めたと認識しています。

一方、本県の特徴として、幼児の就園率、共働き世帯や三世帯同居世帯の割合の高さがあげられています。特に、祖父母が身近にいる環境の中で日常生活や会話を通して親から子供へ伝えられ、健康長寿を支えてきた優れたふくい食生活が家を中心としてこれまで継承されてきたことから、ほとんどの児童が朝食を食べていることなどに反映されていると考えられています。

しかし、若い世代を中心に核家族世帯が増加し、多世代同居の生活スタイルにも変化が生じてきています。その結果、家族時間を十分に確保できない世帯が増えてきていたり、若者世帯と老人世帯の分離による独居老人の増加が徐々に進行してきており、本県においても高齢者の食の在り方が課題となりつつあります。

このように、栄養の偏り、食習慣の乱れ、食の外部化、生活スタイルに伴う食の多様化、食に関する情報の氾濫、さまざまな「こ食（孤、子、小、個など）」の定着、独居高齢者の増加など「食」に関する全国的な課題が、本県においても少しずつ進んでいることから、改めて本県における「食」の重要性について考える必要性が、ますます高まっています。

こうしたことを踏まえて、福井県が実践してきた全国に誇れる児童、生徒への食育活動の手法をさらに発展させ、県民性やおいしい福井の食を大切にしながら、ライフステージに応じた生涯食育を幼児期から高齢者まで全世代に拡大し、食育先進県福井の評価をさらに高めていくことが求められています。

〔関連データ〕

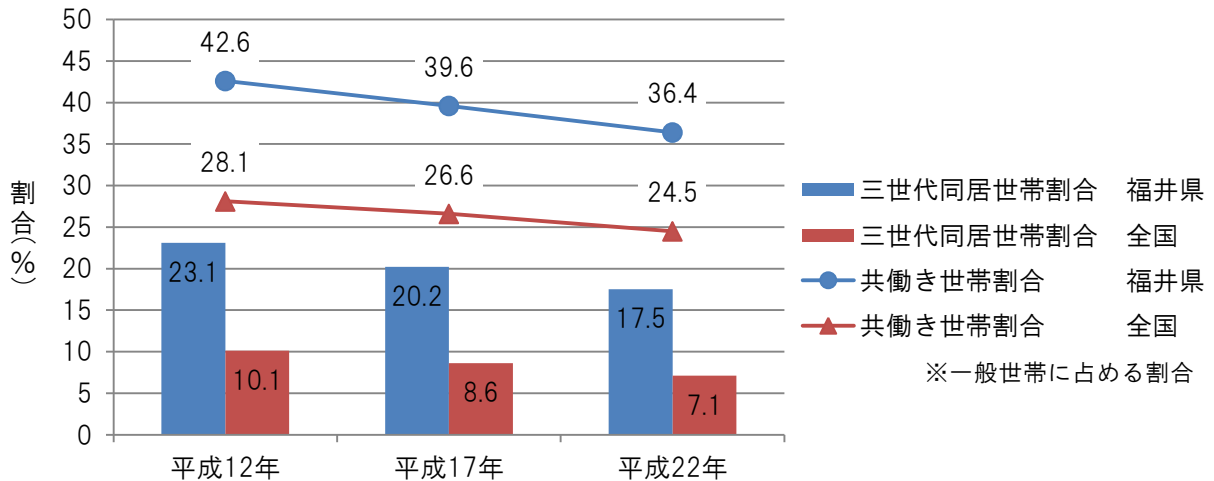


図1 福井県における共働き・三世同居世帯の状況

資料出所：総務省「国勢調査」

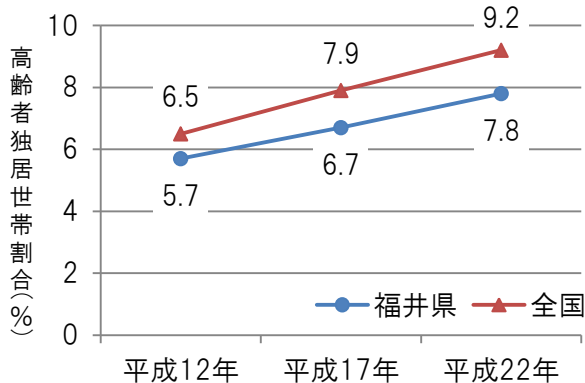


図2 福井県における高齢者独居世帯の状況

※一般世帯に対する65歳以上の単身世帯割合

資料出所：総務省「国勢調査」

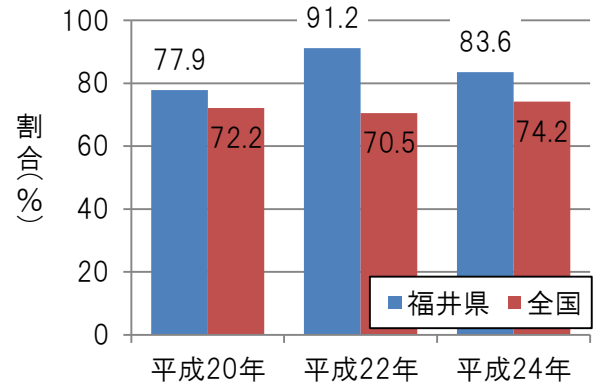


図3 食育に関心がある人の状況

資料出所：内閣府「食育に関する意識調査」  
福井県「食生活アンケート」

～食育のルーツは健康長寿ふくいから～

福井県出身で陸軍薬剤師だった『石塚左玄(いしづかさげん)』は、45歳のときに出版した「化学的食養長寿論」の中で、地方に先祖代々伝わってきた伝統的食生活にはそれぞれ意味があり、その土地に行ったらその土地の食生活に学ぶべきであるという「身土不二(しんどふじ)」の原理を発表するとともに、食の栄養、安全、選び方、組み合わせ方の知識とそれに基づく食生活が心身ともに健全な人間をつくるという教育、すなわち『食育』の大事さを説いています。

福井は、「食育」という言葉を日本で初めて使った「石塚左玄」を生んだ土地であり、その意味では「食育」という言葉のふるさと、「食育のルーツは福井にある」といえます。

私たちは、こうした郷土の先人に敬意を表するとともに、その考え方を十分に受け継ぎながら、健康長寿なふくいの食育を推進していかなければならないと考えています。

\*病は食から「食養」日常食と治療食 (沼田勇著 農文協) より



石塚左玄 26歳  
(写真：坂西家所蔵)

## 2 地産地消

「地産地消」「身土不二」という言葉が生まれる前から、先人たちの知恵として、季節に応じて手に入る身近な食材をおいしく食べて健康に生活するという営みは、永々として受け継がれてきたものです。それは、単に個人や家庭にとどまらず、地域社会に根付いたものとして実施されてきたのです。

本県には、人や地域とのつながりを大切にする文化が根ざしています。全国で初めて実施した地産地消に関する調査（平成21年、23年）においても、農業者や家庭菜園などによる野菜生産やおすそわけなどが多く、6割近くの県産食材が消費されているという特徴が明らかになっています。こうした実態が、季節毎に手に入る身近な地域の食材を利用した伝承料理や、それを家庭や地域で一緒に食べるという習慣、食器や刃物などの伝統工芸などと合わさることによって、全国に誇れる豊かな食文化を育んできたと考えられます。

本県の代表的な地産地消として生産者の直販活動と学校給食をあげることができます。

人口の多い都市部が県全域に分散し、農村部からの距離が近いという地理的な特徴を活かして、生産者の顔が見える販売拠点として80店舗以上の農産物直売所の整備が進められました。本県の4割の農地面積にあたる中山間地域の高齢者等が生産する野菜などを直売所に集荷する仕組みを設けたことなどもあり、直販活動を行う生産者数は5年間で倍増し、直売所での新鮮な食材の直販により生産者と消費者のつながりが増えつつあります。

学校給食については、コメは100%県内産であり、全市町の平均で週に4回以上と全国的にもトップクラスとなっています。そのほか、本県の代表的な水産物である越前ガニ（セイコガニ）の全中学3年生への提供、給食用の野菜の生産に小中学生が自ら関わる活動など全国に先駆けた取組みを行ってきました。

野菜や果樹などの市場流通状況では、露地栽培が中心であることなどから、県内産比率は10%台にとどまっています。品目不足、出荷時期の限定などを克服し、今後、周年出荷など生産や供給体制の強化が必要となっています。また、「奥越サトイモ」や「三年子ラッキョウ」「今庄のつるし柿」など福井の食文化に影響を与えてきた地域の特徴のある作物の振興も必要となっています。

水産物については、「ふくい魚・元気な販売戦略」に基づき、地魚の消費拡大をさらにすすめていく必要があります。

海外や産地間の競争の激化が予測されるなか、地産地消の役割は重要であり、県内の生産者と流通業者を結びつけ、県内の消費者が求める新鮮で安心な食材を安定的に供給できるよう、生産を拡大し、供給できる体制を整備していく必要があります。

また、生産者の身近な販売拠点である農産物直売所の機能を強化し、学校給食を通じて子どもたちが地元の食材への理解を深めていくため一層の安定供給を図るしくみをつくるなど、地産地消に関わる人々が共通認識を持ちながら一体となって、きめ細やかな施策を展開する必要があります。

〔関連データ〕

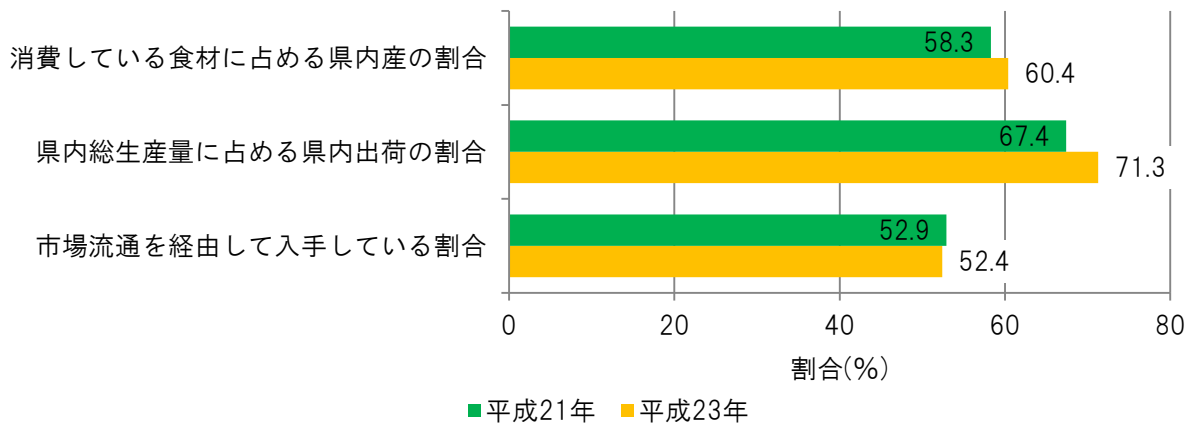


図4 福井県における地産地消の状況

資料出所：福井県「福井県地産地消率状況調査」

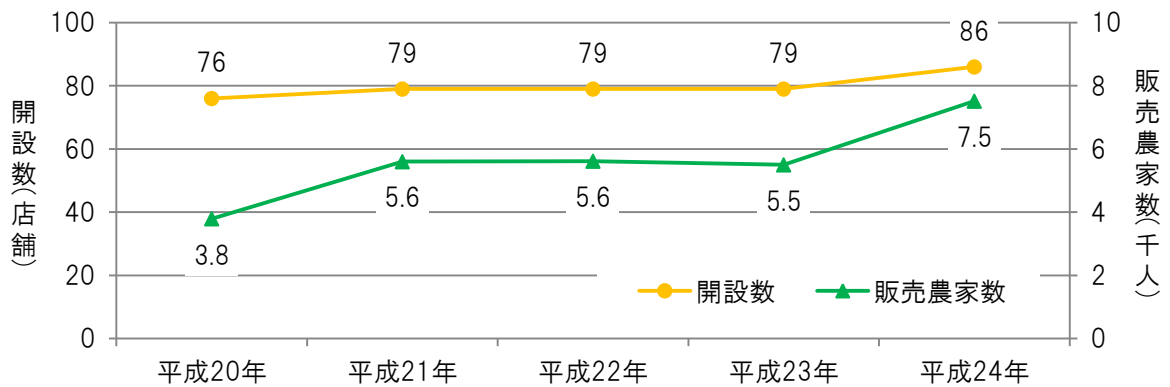


図5 常設農産物直売所の状況

資料出所：県農林水産振興課

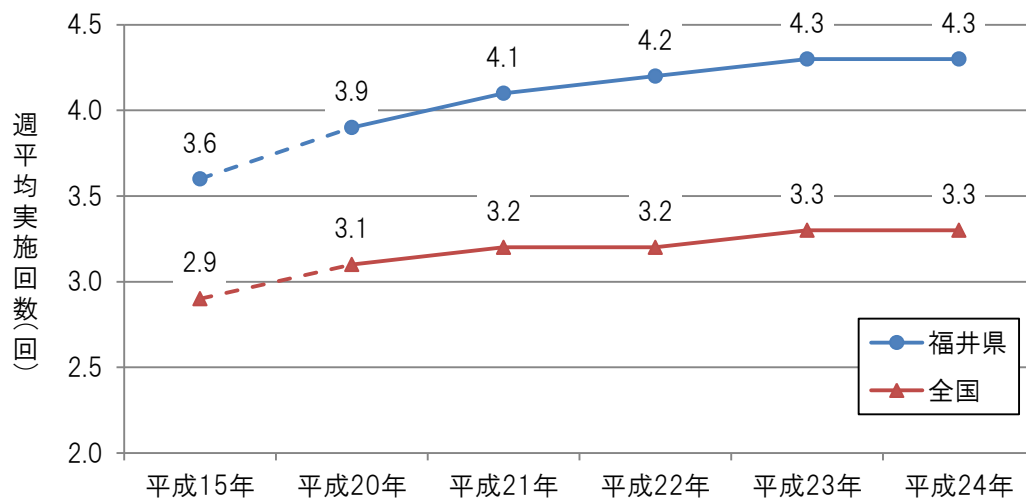


図6 福井県の米飯学校給食の実施状況

資料出所：文部科学省、福井県「学校給食基本調査」

### 3 健康

本県の健康寿命は、平成22年で男性は79.02年（全国3位）、女性は83.83年（全国4位）です。また、本県の平均寿命は、平成22年で男性は80.47年（全国3位）、女性は86.94年（全国7位）であり、男性は初めて80歳代に達するなど、全国トップクラスの健康長寿県となっています。

今後、健康寿命をさらに伸ばしていくためには、要介護とされない期間を長くしていく必要があります。高齢化が進展する中で、元気な高齢者であるアクティブ・シニア世代ができるだけ現状の身体機能を維持し、加齢による虚弱化の進行や生活機能の低下を防ぎ、社会貢献層として活躍することが重要となります。

また、若者・働く世代に対しては、適切な食生活、運動習慣、禁煙などの生活習慣の定着を図るとともに、特に子ども・学生世代から、自分自身で健康管理ができる能力を身に付けることも必要です。

成人の食塩および野菜の摂取量は改善傾向にありますが、依然として目標量には達していません。脂肪エネルギー比率は、全国と同様に増加傾向で、エネルギー源を脂肪から摂る割合が高くなっており、バランスの良い食生活が今後の課題となっています。

また、メタボリックシンドロームに該当する者の割合は、全国平均より低いものの、増加傾向にあり、肥満者（BMIが25.0以上）の割合もメタボリックシンドロームと同様に増加傾向であり、20、30歳代男性の肥満者の割合が著しく増加しています。

生活習慣病の発症を予防するためには、適切な生活習慣が重要ですが、特に食生活は地域や家庭の食習慣とも関連しており、個人で改善するためには大きな努力が必要です。健康日本21では、「個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、社会全体として、個人の健康を支え、守る環境づくりに努めていくこと」が重要とされています。県は、すべての県民が健康づくりに取り組みやすい環境を整備することにより、食生活や運動習慣の改善を通じた健康づくりを推進します。



〔関連データ〕

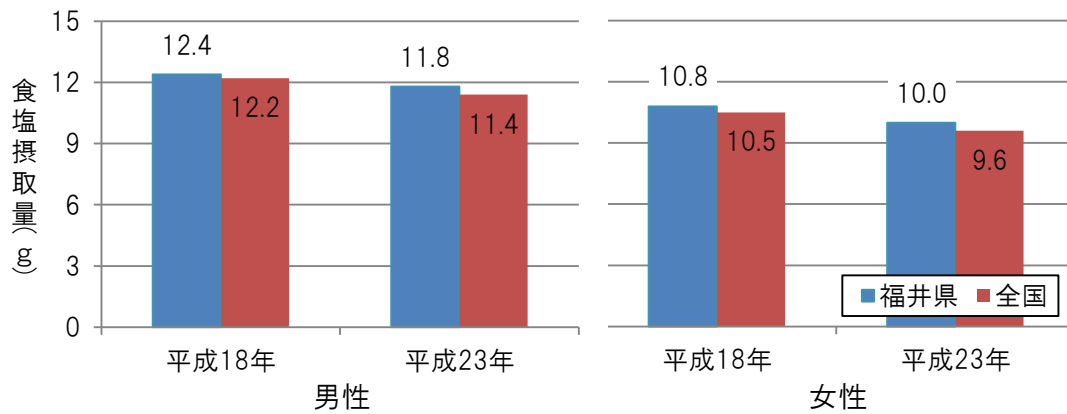


図7 福井県における成人の食塩の摂取状況

資料出所：厚生労働省、福井県「国民および県民健康・栄養調査」

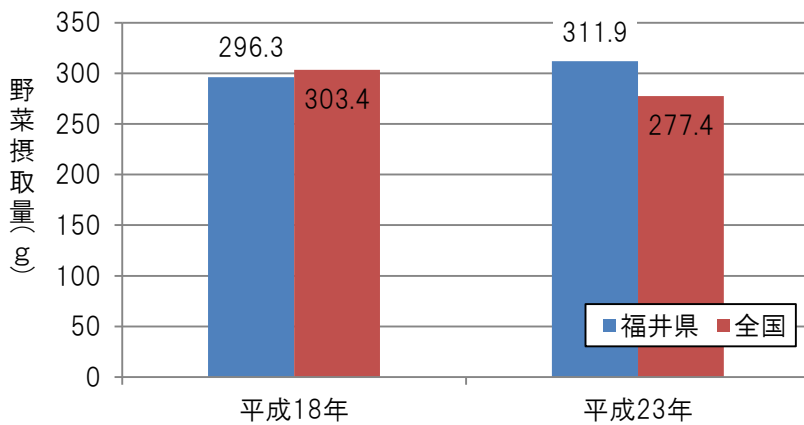


図8 福井県における成人の野菜の摂取状況

資料出所：厚生労働省、福井県「国民および県民健康・栄養調査」

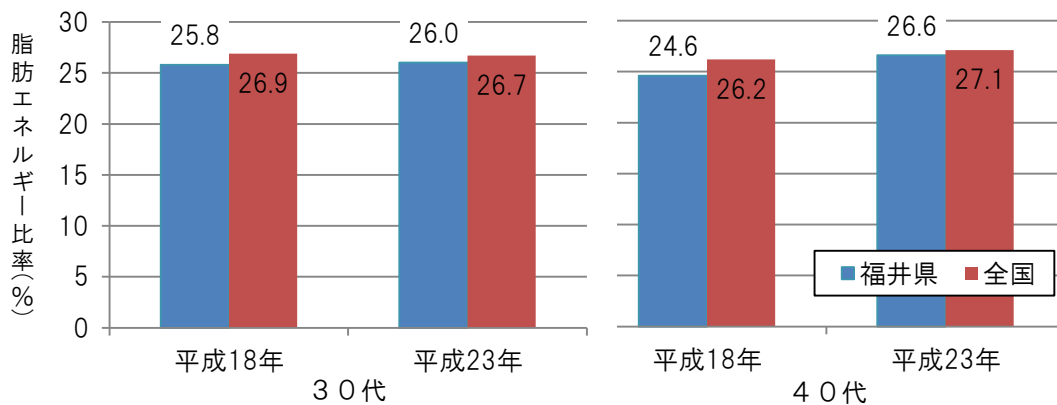


図9 福井県における30代、40代の脂肪エネルギー比率の状況

資料出所：厚生労働省、福井県「国民および県民健康・栄養調査」

## IV 活動方針

---

本県は、食育、地産地消、健康の3つの分野を互いに関連付けながら、生産者、消費をはじめとする多くの県民や団体の協力を得ながら、活動を展開しています。

今後、「福井しあわせ元気国体」が開催される平成30年に向けて、「そだてる」「たべる」「つくる」「つたえる」などの活動を中心に、県民誰もがおいしく、楽しく、うれしい健康的な生活をおくることを目指します。

### 食 育

#### ライフステージに応じた「しあわせ元気」な食育活動の推進

◎食育活動を、小・中学生を中心としたものから、幼児や妊産婦のいる家庭などの子育て世代や若者世代、高齢者など幅広い世代に広め、食べることによる健康管理、食を選択する力や調理など食の自立に向けた活動を行います。

- 妊産婦のいる家庭や就学前の子どもをもつ家庭への食育活動の強化
- 畑作体験や直売所を活用した小学校、中学校における農林漁業体験等の拡充
- 中高生以上を対象に食への理解、関心を高める講習会の拡充

◎「健康長寿」「学力体力」全国トップクラスの一層の向上を図り、「福井しあわせ元気国体」に向けて健康づくりを考える食生活を推進します。

- スポーツをする子ども達と保護者、指導者等への食育指導
- 家庭・地域における食育活動の推進や食育リーダーの育成

◎おいしい福井の食材と伝統工芸、習慣が融和した、世界に評価される福井の食文化や食育活動を推進します。

- 「おいしいふくい食べきり運動」の推進
- 「和膳」や「和食給食」の推進と「和食」による福井の魅力の発信

## 地産地消

### 消費者との「つながり」を活かした地産地消の推進

◎消費者が求める県産食材の生産を振興し、農産物直売所や量販店地場産コーナーなどを通じた販売を強化するとともに、学校給食に供給するしくみを拡充します。

- 消費者が求める身近な園芸品目の生産拡大
- 学校給食における県産食材の供給強化
- 直売所における直販活動の活性化
- 量販店や飲食店等への直販活動の拡大

◎農林水産物に付加価値を創造できる6次産業化を推進するとともに、特徴ある地域特産物の利用拡大などを進めます。

- 6次産業化に取り組む農業者等の支援
- 特徴ある地域特産物の利用拡大

## 健康

### 栄養バランスのよい適切な食生活を通じた健康づくりの推進

◎子どもの頃から望ましい食習慣を身につけさせるため、バランスのとれた食事の摂取、うす味の定着化、歯科口腔保健などの健康教育を進めます。

- 高齢期のうす味、低栄養予防の推進、運動機能の維持推進
- 生涯にわたり食事をおいしく食べるための歯科保健対策の推進
- 給食施設における適切な栄養管理・食事管理の推進

◎惣菜などの中食、外食において、塩分や食材に配慮した健康メニューの提供を行うとともに、県産野菜のおいしい食べ方レシピの紹介など食を通じた健康づくりを推進します。

- 豊富な食材を活かした「ふくい健幸美食」による適切な食生活の推進
- 「越のルビーをもう1個運動」など県産野菜食の推進

(参考)

■基本理念

ふくいの食を通じて健康で豊かな生活を実現する

県民みんなで「そだてる」「たべる」「つくる」ふくいの食

食育

ライフステージに応じた「しあわせ元気」な食育活動の推進

幼児から高齢者まで全ての県民が、農林漁業体験等を通じて健康的な食生活を送ることができる能力を育む食育活動を推進

地産地消

消費者との「つながり」を活かした地産地消の推進

県内消費者や学校給食等に新鮮で安全・安心な県産食材を安定供給ができるよう生産の拡大、供給体制の強化等を推進

健康

栄養バランスのよい適切な食生活を通じた健康づくりの推進

「ふくい健幸美食」などを活用した中食・外食における健康メニューの提供や新たに展開する「越のルビーをもう1個運動」などにより、季節や地域に応じた栄養バランスのよい適切な食生活を推進

県民誰もが、おいしく、楽しく食べて、うれしい健康的な生活を実現

# V 推進すべき内容

## 1 食育

### ライフステージに応じた「しあわせ元気」な食育活動の推進

#### (1) 現状と課題

##### ア 子育て中の親および就学前の幼児への食育活動状況

[現状]

- ・妊娠、出産、育児をきっかけに食事の内容や食の安全性など食育への意識が芽生えやすいとされていることから、家庭における早い段階からの食育の重要性が指摘されています。
- ・家族で食卓を囲む機会の減少により、しつけやマナーを含めて食育の分野においても、保育所、幼稚園や学校などの教育機関が果たす役割が大きくなっています。本県の幼児教育で



写真1 子育て中の親への食育活動

は、家庭が幼児教育の主体であることを認識してもらうよう、食育を含めて親力の向上に向けた取組みをすすめていくとしています。

- ・福井県の乳幼児は、幼稚園（3歳～5歳児）、保育所（0歳～5歳児）への通園率が平均で71.6%と高く、特に5歳児では、98.7%と非常に高い状況となっています。
- ・妊産婦を対象に講座と食事を組み合わせた食育活動では、「栄養バランスのとれた食事の大切さに改めて気づいた」「調理できる方法が学べた」などの意見が多くありました。

[課題]

- ・家庭における食育を実践するため、乳幼児が幼稚園、保育所に通っている機会を通じて早い段階から保護者への働きかけをすすめていく必要があります。
- ・乳幼児も含めた親子を対象に、具体的な食材の使い方や調理体験など実践的な学習の機会を増やしていく必要があります。

##### イ 小・中学校における農林漁業体験等を中心とした食育活動状況

[現状]

- ・小学校では、近隣農家や地域住民の協力を得て米づくり、野菜づくり、農作物の生育観察等を実施しています。
- ・中学校では、約5割で農業体験が実施されていますが、時間数は小学校より少なくなっています。

- ・農地の確保が困難な市街地の小・中学校では、公民館等と連携し、ジャムやかき餅作りなどの農産物加工体験を実施しています。
- ・栄養教諭と地域の調理関係者などが連携し、甘味・塩味・酸味・苦味・うま味の5つの味を感じる「味覚の授業」を実施しています。

〔課題〕

- ・学習指導要領に新たに盛り込まれた地域社会と連携した農林漁業や食文化、食習慣に関する体験学習が一層活発化するように、取り組みやすいメニューの提案や体験現場との連携強化を進めていく必要があります。
- ・食に関する情報の氾濫、食をめぐる環境の変化に対応するため、適切な味覚を養成し、食と健康との関係など食の重要性に対する認識を高めていく必要があります。

## ウ 高校生、大学生の食育活動状況

〔現状〕

- ・全国の高校生を対象に、食に関する知識、調理などの技術を競い合うことを通じて食への関心を向上させることを目的に、「全国高校生食育王選手権大会」を開催しています。
- ・高校生を対象に福井県栄養士会による食事バランスや食生活に関する食育講座を実施しています。
- ・農産物栽培や調理実習、加工開発研究等を行う高校、大学のサークル活動を支援しています。

〔課題〕

- ・「全国高校生食育王選手権大会」は、予選への全国からの参加者の増加や認知度の向上を図っていく必要があります。
- ・県内高校生向けの講座受講者への調査では、「朝食を毎日食べている」割合は76.5%で、小中学生と比較して低いため、高校教育課程を通じた食育の強化が重要です。
- ・近い将来自立した食生活を送ることとなる高校生や大学生に対しては、「食の自立」に向けた調理実習やサークル活動への支援を進めていく必要があります。

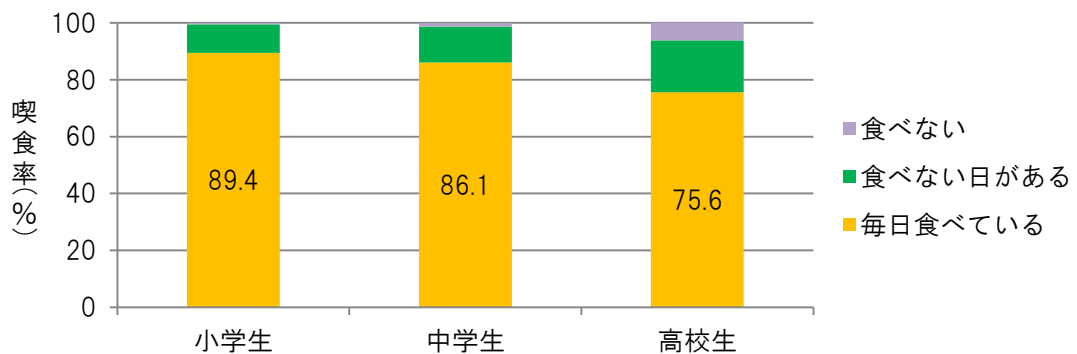


図 10 朝食喫食率 (H24)

資料出所：福井県「全国学力・学習状況調査（小中学生）」、県農林水産振興課（高校生）

## エ スポーツをする児童、生徒達への食育指導

〔現状〕

- ・福井県学校栄養士研究会では、スポーツをする児童生徒達へ栄養レシピを配布すると共に、「鉄」「カルシウム」を強化した給食の提供、「スポーツと栄養」に関する活動を行っています。
- ・福井県栄養士会ではスポーツ栄養の知識や食事、栄養指導の実践力をつけた管理栄養士を養成するための「福井県版スポーツ栄養士養成研修会」を実施しています。



図 11 福井国体のマスコット

キャラクター「はぴりゅう」

〔課題〕

- ・スポーツクラブ等で競技スポーツに触れる機会が増加する子どもたちは、スポーツによる身体活動や健全な発育を支えるよう、適切な食生活について学び、実践することが重要です。

## オ 食育ボランティアなどによる食育活動状況

〔現状〕

- ・地域においては、食育ボランティアによる地元食材を活用した親子対象の料理教室が行われ、家族で食べることの大切さを啓発しています。
- ・作った料理をおいしく食べて、食べ残しをなくす「おいしいふくい食べきり運動」を飲食店や家庭へ広める活動を行っています。
- ・食事を作らなくても容易に食べ物が手に入る環境となったことにより、共に食事時間を過ごす家族時間の減少や高齢者の孤食などが広がりつつあります。
- ・調理する機会が少ない成人男性や高齢者向けの調理実習や講座の開催などが始まっています。



写真 2 男性向け料理講習

〔課題〕

- ・三世同居の減少や高齢者の独居世帯の増加など成人、高齢者を対象とした食生活上の問題に対応していくため、地域で活動する団体や食育ボランティア等の活動を活発化させるとともに、こうした活動に関わる人材育成をすすめる必要があります。



- ・作った料理をおいしく、残さず食べ切る意識を高めるため、各種団体や地域を通じた運動に拡大していく必要があります。
- ・食事マナーを含めたしつけや適切な食習慣を伝えるなど、家族や友人、近所の住民などが会話しながら一緒に食事をする「共食」を進めていく必要があります。

## カ 食文化の継承と情報発信

### 〔現状〕

- ・毎年2月7日の「ふるさとの日」では、本県の恵まれた海、山、里の幸を活かした手作りの「ふるさと料理を楽しむ会」を開催するなど、女性や生産者が中心となって伝承料理等を次世代に伝えていく活動を進めています。
- ・「和食」の世界無形文化遺産登録に当たっては、本県の市町や団体の就学前の幼児を対象とした料理教室、漆器を活かした本県独自の工夫を盛り込んだ学校給食など、地域住民が子どもから大人まで「食守」として展開する食育活動が数多く紹介されています。
- ・海、山、里の自然や風土に育まれてきた食材、精進料理や報恩講料理に代表される伝統的な食事、越前焼や越前漆器、越前打刃物、若狭塗箸などの伝統工芸産業など豊かな食文化にも恵まれています。



写真3 越前漆器を活かした学校給食  
(鯖江市)

### 〔課題〕

- ・本県の食材や食文化、伝統工芸など本県の優れた点について、子どもたちが日常的に体験するとともに、学校や地域の活動を通じて次世代に伝え、つなげていくことが重要です。
- ・越前おろしそばなど独自の食文化、越前和紙、越前漆器等の伝統工芸や禅などの福井ならではの歴史・文化と一体となったイメージ作りが必要です。



## (2) 具体的な活動

### ○妊産婦のいる家庭や就学前の子どもをもつ家庭への食育活動の強化

- ・妊産婦のいる家族や幼児とその保護者を対象に、農業体験や調理体験を通じて味覚や食の大切さを学ぶ機会づくりを促進します。
- ・保護者が子どもの規則正しい生活習慣や食事方法など、子育てについて楽しみながら学ぶ活動を通じ、幼児等に対する食育活動を推進します。

### ○畑作体験や直売所を活用した小学校、中学校における農林漁業体験等の拡充

- ・小学校では、野菜等の生産を体験し給食でおいしく食べる畑作体験活動等を行う学校給食畑を全校で実施し、毎日おいしい地場産給食の実現を目指します。
- ・小学校では、PTAや地域の生産者などの知恵や技を生かして、田植えをはじめとする農林漁業体験や味噌などの加工体験を推進します。
- ・中学校では、収穫物の仕分けや直売所での体験活動など新しいメニューを拡充します。
- ・小学生、中学生を対象に、栄養教諭等とシェフが連携して味覚を学ぶ授業を実施し、福井の農林水産物のおいしさを感じ、表現する力を養います。



写真4 小学生による稲作や畑の栽培管理の体験活動

### ○栄養教諭、家庭科教諭等を中心とした活動の推進

- ・食に関する指導体制の整備を基本とし、指導計画による学校と家庭・地域が連携した活動を進めます。
- ・学校給食を「生きた教材」と捉え、食に関する授業や給食指導を通して地域の伝承料理や日本古来の和食、食文化を教育します。
- ・県産食材を活用したおいしい福井の学校給食をめざして、直接プロの調理師等と連携し、郷土色豊かな給食の開発を行います。
- ・児童、生徒と県産食材を活用した献立を考え調理するコンテストや親子料理教室等を通して給食に対する関心を高める活動を進めます。

## ○中高生以上を対象に食への理解、関心を高める講習会の拡充

- ・ 高校生が食の環境への理解や正しい食生活を自ら行うための知識および実践意識を高めるため、各高校において食育に関する指導を計画的に行います。
- ・ 地元の食材を活用しながら、栄養バランスの大切さや食材の特徴を学び、自分や家族の献立を考え調理できる能力を育む調理実習を推進します。



写真5 全国高校生食育王選手権大会

- ・ 社会人としての自立を目前にした高校生や大学生が、自らの食習慣を見直すと共に、自発的に食や地元農林水産業に関わるクラブ・サークル活動を推進します。
- ・ 県内の大学や女子栄養大学と連携して食の講座を開催し、朝食の重要性、栄養バランスなどの食に関する知識や基本的な料理技術を実践する意識を高めていきます。
- ・ 全国の高校生が、食育に対する知識や技術を競う「全国高校生食育王選手権大会」を開催し、食育先進県である本県の活動を全国にアピールし、情報発信を強化していきます。

## ○スポーツをする子ども達と保護者、指導者等への食育指導

- ・ スポーツをする子どもと保護者、指導者等への食育指導を実践していくために、学校教育においては栄養教諭が中心となり、特に中学生を対象に「運動と栄養」についての指導を充実させます。
- ・ 福井県栄養士会が中心となり、スポーツクラブなどで競技スポーツを行う児童、生徒の保護者や指導者を対象に、心掛けるべき日常の栄養管理についての指導や助言などを推進します。

## ○家庭・地域における食育活動の推進や食育リーダーの育成

- ・ 「早寝早起き朝ごはん」運動などを通じた子育て世代や地域の活動を活かし、朝食の摂取や家族、友人との共食など基本的な生活習慣づくりを推進します。
- ・ 健全な食生活を実現するための食育活動を行う食育ボランティアや、食材の生産と消費をつなぐ食育・地産地消コーディネーターを一層地域に密着した活動を行う「食育リーダー」として新たに育成します。
- ・ 男性が自ら食事を作ることができるよう成人男性を対象とした料理教室の開催や高齢者向け料理レシピの普及や孤食を解消するために高齢者等が共に食事を楽しむ機会づくりなど、地域における食育活動を推進します。

## ○「おいしいふくい食べきり運動」の推進

- ・ 連合婦人会や消費者団体等、「おいしいふくい食べきり運動」を実施する団体や地域を拡大し、「食べきり運動全国大会」開催に向け、各種イベントを活用した普及啓発をより一層強化することで、県民への浸透を図ります。
- ・ ハーフサイズや小盛りなど食べ残しが出ないメニューの設定を行う飲食店や小分け商品を取り扱うなど食品ロスが出ないよう買い物客を助けるスーパー等の取り組みを強化するとともに、ホテル等におけるパーティー料理の食べ残しを減らす取り組みに拡大します。



図 12 おいしい食べきり運動  
キャラクター「のっこさん」

## ○「和膳」や「和食給食」の推進と「和食」による福井の魅力の発信

- ・ 小中学校において、和食を取り入れたおいしい学校給食を導入するとともに、地場産食材や伝統工芸品の器や箸の使用を通じて、和食文化を守り育てる教育を推進します。
- ・ 世界無形文化遺産登録に寄与した本県の「食育」「食守」「和膳」を活かした本県の食文化を県民全体で継承し、普及・発展させる活動を推進します。
- ・ 食の歴史への深い関わりや他地域にない食文化を持つ本県の「食」や「食文化」を、食の旬として全国へ発信します。
- ・ 「ふくい 味の祭典」において、昆布だしや永平寺の料理のPRや体験など本県らしい和食をテーマとした情報発信を行います。
- ・ 各地域のふるさと料理を栄養面や素材面等を考慮し、現代風にアレンジしながら、若い世代に継承するために、食生活改善推進員やJA女性部、地域の女性グループなどによる活動を推進します。
- ・ 保育所、幼稚園や学校等の行事食やイベント等における伝承料理の活用を促進し、見て、食べる機会を通じて食文化に興味を持つ意識啓発活動を推進します。

## ○滞在型農村グリーン・ツーリズムの振興

- ・ 各地域において実施している農家民宿や農業・農村体験メニューを充実させるとともに、広報活動を活発化させながら、宿泊者や体験参加者を増やします。
- ・ 都市住民が農山漁村で働く「ふるさとワークスティ」を展開し活力ある地域づくりを推進します。



## 2 地産地消

### 消費者との「つながり」を活かした地産地消の推進

#### (1) 現状と課題

##### ア 食卓を守る米や野菜等の生産と消費の状況

###### 〔現状〕

- ・環境や食味、品質などにこだわった栽培法によって、コシヒカリをはじめとする良食味のコメや、糖度が高いミディトマト「越のルビー」をはじめとする多様な農産物が生産されています。
- ・日常の食卓の中心となっているトマト、キュウリ、ジャガイモ、タマネギ、ニンジンなどの野菜の消費量の3割程度は、自家消費やおすそわけとして消費されています。

###### 〔課題〕

- ・環境への配慮や信頼できる品質など、消費者ニーズに対応した農産物の生産を拡大し、消費者への供給の拡大につなげる必要があります。
- ・直売所や量販店の地場産コーナーを通じて、地元食材の販売量を一層拡大していくためには、食卓で日常的に多く使われている野菜等の生産や出荷期間の拡大が必要です。

##### イ 「越前・若狭のさかな」の消費状況

###### 〔現状〕

- ・「魚より肉のほうが好き」「魚料理は手がかかる」などの理由から、家庭で魚料理を食べる機会が減る「魚離れ」が進んでいます。
- ・魚介類に対する意識調査では、栄養バランスが優れていること、食や健康によいこと、和食文化への関心の向上が一層高まり、品質、安全、栄養、地場産などを加えた志向へと変化してきています。



写真6 おさかな市

###### 〔課題〕

- ・地元でとれる魚の美味しさや鮮度、安心、栄養特性、旬や料理方法などの情報を消費者へ提供し、地魚の消費拡大が重要です。
- ・未利用魚の活用も含め、消費者ニーズに対応した加工品を充実させる必要があります。

## ウ 6次産業化の状況

〔現状〕

- ・6次産業化に取り組む約100の認定農業者等のうち約20経営体が加工・直売部門で販売額が1千万円を超えており、主に県内の直売所や量販店に販売しています。また、51経営体は、加工・販売部門の拡大を望んでいます。

〔課題〕

- ・加工・販売部門の拡大には、加工施設整備、販売先の確保、製造技術など経営体に応じた継続的な支援が必要です。
- ・消費者が求める商品づくりを進めるため、食品関連企業等と連携した企画力の向上が必要です。

## エ 学校給食への供給状況

〔現状〕

- ・県や市町は、毎月19日（食育の日）を「地場産給食の日」とし、平成22年以降、県内全ての小・中学校で学校給食における県産食材の活用を進めています。
- ・県産食材の使用割合や品目数は徐々に増加していますが、季節毎に利用できる品目が限られています。

〔課題〕

- ・県内の地域や季節に応じて給食に供給できる県産食材の品目を増やしていく必要があります。
- ・学校給食によく利用されるタマネギ、ジャガイモ、ニンジン等の、露地野菜は、県産食材が多く流通する時期を上手に利用するなど、生産、流通や学校が工夫しながら進めていく必要があります。

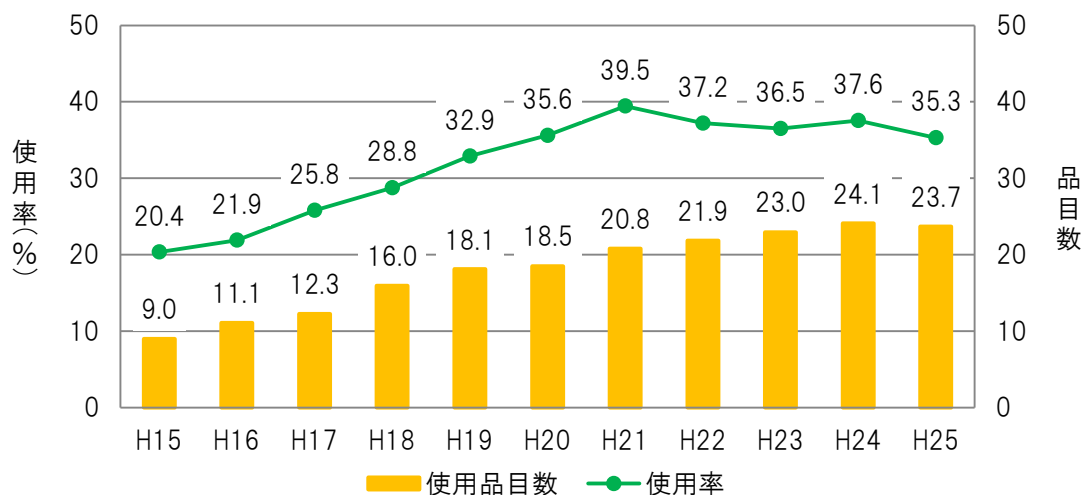


図13 学校給食における県産食材使用率（重量ベース）および使用品目の推移

※1 数値は、6月、11月調査結果の平均値を示す。

※2 使用率、品目数ともに、使用率100%の米、牛乳を除いた数値を示す。

資料出所：福井県「学校給食食材使用量調査」

## オ 農産物直売所の状況

### 〔現状〕

- ・農産物直売所の数や売上高は、売上額が3千万円以上の農産物直売所で25店舗、29億3千万円と増加傾向にあります。
- ・販売品目の内訳は、金額ベースで野菜40%、果物が10%、加工品25%などとなっています。
- ・ふるさと知事ネットワークに参加する県の直売所との交流や県内直売所のネットワーク化、消費者向けの直販活動などにより、品揃えや話題性の向上に向けた活動が進められています。

### 〔課題〕

- ・農産物直売所における販売品目は、主力となる野菜類の供給体制を改善するとともに、果物や魚介類を含めて、利用者の増える週末や季節に応じた品揃え、特色づくりを進める必要があります。
- ・舞鶴若狭自動車道の全線開通や新幹線金沢開業による観光客増加に向け、県内のどこでも各地の特産物が購入できるような仕組みが必要となっています。

## カ 量販店や飲食店等の状況

### 〔現状〕

- ・量販店153店舗の半数で「地場産コーナー」が設置されるようになり、そのうち5割以上で地場産品の取扱量が増えてきています。
- ・県産食材を使用する飲食店として、「おいしい福井県産そば使用店」「若狭牛提供の店」「若狭・越前漁師の宿」「若狭ふぐの宿」の認証制度を設け、増加しています。

### 〔課題〕

- ・今後、量販店や飲食店は、県産食材の取扱数や量を増やしたいとの意向が強いことや、高齢者によるコンビニエンスストア等の利用拡大が見込まれることから、多様な店舗形態に対して県産食材を供給できる体制を検討していく必要があります。

## キ 「伝統の福井野菜」の状況

### 〔現状〕

- ・「伝統の福井野菜」20品目は、種の保存や加工品などの販売開拓を進めています。奥越サトイモとラッキョウを除き、栽培規模が小さく生産者の高齢化により存続が危惧されていましたが、一部の品目では、市町、JAなどとの共働による生産振興に向けた活動が始められています。

### 〔課題〕

- ・伝統野菜は、県民の食文化を担ってきた作物であり、後世に継承していかなければならない重要な作物として、産地の状況に応じて生産者を確保するなどの支援が必要です。

## ク 企業・民間団体による活動状況

### 〔現状〕

- ・平成24年から11月の第2日曜日から第3日曜日までを「ふくい味の週間」と定め、県民の食に関する啓発に努めています。その中心的なイベントとして「ふくい味の祭典」を開催しています。
- ・平成21年から「ふくい食育・地産地消応援団」を募集し始め、227の企業や民間団体が登録しています。

### 〔課題〕

- ・「ふくい味の週間」や「ふくい食育・地産地消応援団」の活動を通じて、県民や企業が食育や地産地消、健康づくりを自主的に実施していくことが大切です。



写真7 ふくい味の祭典における  
29.1mの焼き鯖寿司づくり

## (2) 具体的な活動

### ○福井米やエコ農産物の生産振興

- ・福井米の食味や品質の向上、ポストコシヒカリの開発等、消費者に喜ばれるコメづくりを進め、県内消費を推進します。
- ・有機JAS農産物、福井県特別栽培農産物などエコ農産物の生産を推進するとともに、農業生産工程管理（GAP）の導入を推進し、安全安心な農産物づくりを進めます。

### ○消費者が求める身近な園芸品目の生産拡大

- ・坂井北部丘陵地や三里浜砂丘地では、冬期（11月～4月）の園芸生産に必要となる耐候性ハウスや機械等を導入し、コマツナや二十日ダイコン等軟弱野菜の生産を拡大します。



写真8 大規模園芸ハウス（高浜町）

- ・嶺南地域を中心に自然光利用型の大規模園芸ハウスを整備し、ミディトマトやパプリカなど日本海側の気候に左右されない、年間を通じた安定出荷に取り組みます。
- ・新たに園芸を始める集落営農組織等により、トマトやキュウリ、タマネギ、ニンジン等の品目の生産拡大を推進します。
- ・古くから地域に根付く在来果樹のミカン、ビワに加え、三里浜砂丘地や嶺南地域を中心にブドウ、イチジク等の新植を支援します。

### ○地魚「越前・若狭のさかな」の消費拡大

- ・県産魚介類の加工品の開発を推進するとともに、県内で漁獲量の多い「ブリ」「サワラ」等、新鮮な地魚を提供する漁家民宿や県内の飲食店の需要に応じた生産を振興します。
- ・地魚は、福井市中央卸売市場が実施している「近海今朝獲れ市（その日に獲れた地魚専門のセリ）の開催」や量販店や小売店等への「地魚コーナーの設置」を推進し、県内流通を強化します。
- ・量販店や小売店など関係機関と連携した毎月第3金曜日の「越前・若狭 旬のさかなの日」や生産者が直接消費者にPRする「おさかな直販市」など、県産水産物の消費拡大に向けた啓発活動を実施します。
- ・魚さばき体験講座など、実際に魚を「触って、調理して、食べて」魚の良さを実感してもらう「魚食普及」に努め、旬の魚のおいしさや地魚の特徴、栄養面などの知識を普及し、消費拡大に努めます。



## ○6次産業化に取り組む農業者等の支援

- ・福井県食品加工研究所、ふくい産業支援センター、J A、商工団体、企業等が共働してプラットフォームを形成します。
- ・技術やデザイン、資金、販路開拓等の課題を個別具体的にサポートします。
- ・6次産業化を進める認定農業者や漁業者グループ等をネットワーク化し、県内外のイベントへの参加や消費者へのPR活動などの自主的活動を促進します。
- ・和菓子・洋菓子店、著名なパティシエやシェフとの共働によるスイーツや土産物の開発を推進します。
- ・地域密着の中小食品事業者の間で普及が進むFCP（フード・コミュニケーション・プロジェクト）を導入し、生産者の商品意識を向上します。

## ○学校給食における県産食材の供給強化

- ・サトイモ、ラッキョウ、ウメなど本県の特産品目をはじめ、地元の食材を活かした和食給食の提供を推進します。
- ・新たな園芸生産を活用し、学校給食におけるタマネギやニンジン等の品目の供給を強化します。
- ・学校と生産者等が協力しながら、農産物直売所における保冷施設の整備などを進め、学校給食へ供給のしくみを拡充します。
- ・県産の農林水産物や加工品等の学校給食における利用を拡大し、全国のモデルとなる給食メニューを開発します。
- ・米や牛乳の県内産100%活用や県産食材を多く利用する地場産学校給食を推進します。
- ・県域や地域において、生産者、流通関係者、学校関係者等による協議の場を通じ、県産食材の特徴を生かした献立作りや計画的な生産活動を推進します。

## ○直売所における直販活動の活性化

- ・ブドウやイチジク等の果物をはじめ、採れたて、新鮮、食べごろな野菜や地場産食材を活かした加工品の品揃えを充実します。
- ・週末の午後の品揃えを増やすための集荷体制の確立など、消費者にとって魅力のある直売所づくりを推進します。
- ・直売所の出荷農家や比較的規模の小さい生産者に対して、生産販売に関する経験豊かな地域農業支援員による指導を充実するとともに、品揃えの方法など直売所の運営に関する研修会の開催や情報提供を行います。



写真9 大規模直売所における青果物の販売

- ・農林水産物の直売に取り組む女性や熟年グループに対し、生産、販売、加工などに必要な機械、装置、施設の導入を推進します。
- ・舞鶴若狭自動車道の全線開通や新幹線金沢開業による観光客増加に向け、県内のどこでも各地の特産物が購入できるように直売所のネットワーク化を拡大し、特産物の相互流通・販売を強化します。

## ○量販店や飲食店等における直販活動の拡大

- ・消費者が県産食材を購入しやすいように、生産者や流通業者との橋渡しなどを通じて地場産品の販売に新たに取り組む量販店を発掘し、「地場産コーナー」の設置を促進します。
- ・「おいしい福井県産そば使用店」「若狭牛提供の店」「若狭・越前 漁師の宿」「若狭ふぐの宿」の認証店や飲食店を通じて、県内農林水産物の消費拡大を図ります。
- ・高速交通体系の整備を見据え、県外観光客を呼び込めるよう、県内の旅館等と共働して、県産食材を活用した特色ある地場産メニューや料理の開発、PRを行います。

## ○特徴ある地域特産物の利用拡大

- ・「伝統の福井野菜」は、交雑や消失が懸念される種子の保存や栽培技術を継承できる生産者の確保、伝統野菜を使った料理方法、加工品の開発、PR活動を展開しながら、次世代に継承していきます。
- ・いぶして風味の増した「今庄のつるし柿」や山の斜面の焼畑で栽培した「河内赤カブ」など福井の風土を生かした栽培・製法で作られた伝統の農林水産物等を認定し、生産と販売を拡大します。
- ・福井生まれの「コシヒカリ」等につくる米粉や米粉加工品の利用を促進します。
- ・くずやナツメ等、里山の特産品の育成・活用を促進するとともに、国産生産の需要が高まっている薬草を新たな特産品とするための実証研究を行います。

## ○地産地消に関する県民の意識向上

- ・越前ガニや福井米、新そば、サトイモ等など食材が豊富にそろう11月の第2日曜日から第3日曜日までを「ふくい 味の週間」と定め、さまざまな関係団体が学び、味わい、楽しむ活動を展開するなど、県民運動を推進します。
- ・「ふくい 味の祭典」において本県の伝統ある和食文化や地場産の食材、加工品のPR活動を行い、地産地消に対する県民意識の向上を図ります。
- ・食育や地産地消に関する自発的な活動を実施する「ふくい食育・地産地消応援団」に登録する企業や民間団体をさらに増やし、民間による食育や地産地消の一層の活発化を進めます。

### 3 健康

## 栄養バランスのよい適切な食生活を通じた健康づくりの推進

### (1) 現状と課題

#### ア 子どもの健康と栄養

[現状]

- ・朝食を欠食する子どもは減少し、全国より良い状況にあります。
- ・児童・生徒（小学校～高校）の肥満の割合は減少しています。

[課題]

- ・朝食欠食率や肥満児の割合は減少傾向にあるので、この傾向を維持していく必要があります。
- ・子どもの頃から望ましい食習慣を身につけさせるため、保護者や若い世代に、朝食をきちんと摂ることや、バランスのとれた食事、うす味の定着化などの健康的な食教育が必要です。

#### イ 若者・働く世代の健康と栄養

[現状]

- ・食塩摂取量は年々減少傾向にありますが、全国より多い状況です。
- ・野菜摂取量は増加傾向にありますが、依然として目標量（350g）には達していません。
- ・脂肪エネルギー比率は、全国と同様に増加傾向で、エネルギー源を脂肪から摂る割合が高くなっています。
- ・20、30、50歳代男性の肥満者やメタボリックシンドローム予備群は増加傾向にあります。

[課題]

- ・バランスの良い食生活が必要です。
- ・平成21年の全国消費実態調査によると、本県の1世帯当たりの惣菜の消費金額が全国1位となっています。（調理食品9,284円/月）
- ・全国と比較して、家庭の食事に揚げ物などの惣菜を多く取り入れていることが、脂肪エネルギー比率の上昇にも影響を与えられます。

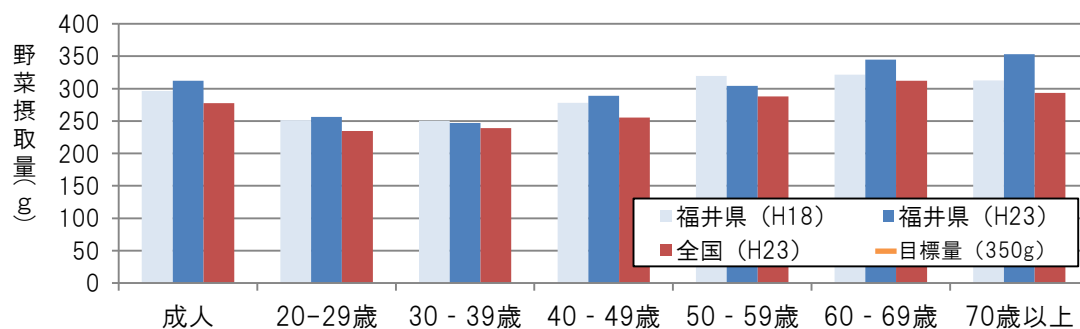


図14 年代別の野菜摂取量の推移

資料出所：厚生労働省、福井県「国民および県民健康・栄養調査」

## ウ 高齢者の健康と栄養

### 〔現状〕

- ・食塩摂取量は年々減少傾向にありますが、全国より多い状況です。
- ・やせの割合は、女性が増加しています。

### 〔課題〕

- ・食塩の摂取量を少なくし、タンパク質や脂肪などの必要な栄養やエネルギーを十分に摂取し、低栄養に注意した食生活が必要です。

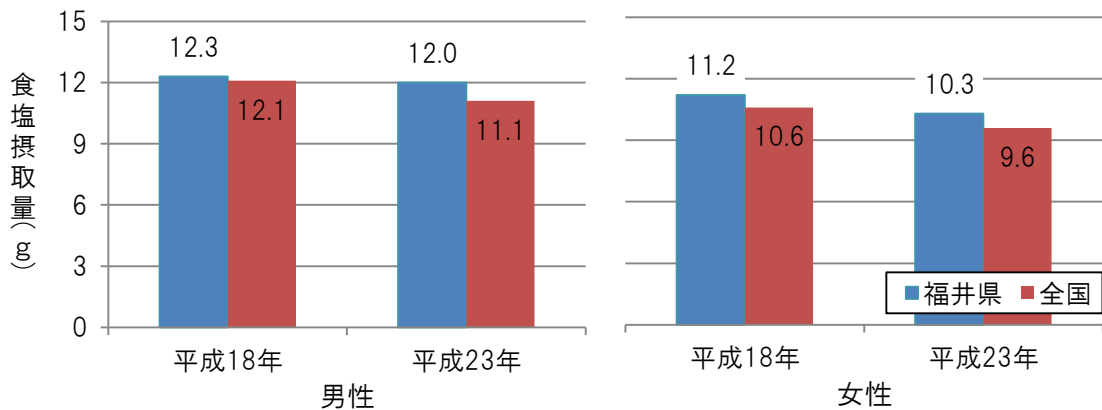


図 15 70歳以上の食塩摂取量の推移

資料出所：厚生労働省、福井県「国民および県民健康・栄養調査」

## エ 歯科対策の状況

### 〔現状〕

- ・生涯にわたる歯の健康を維持するため、80歳で20本以上の歯を保持することを目標とした運動「8020（ハチマル・ニイマル）運動」の一環として、未就学児に対するフッ化物洗口や18歳以上を対象とした無料歯科健診などを実施してきました。
- ・80歳（75～84歳）で20本以上の自分の歯を有する者の割合は、男性は改善傾向ですが、女性は悪化傾向です。
- ・むし歯の割合は、就学前の3歳児は、全国と同様に改善傾向です。小・中学生は改善傾向にありますが、全国と比較してむし歯の割合が極めて高くなっています。

### 〔課題〕

- ・歯科・口腔疾患は人の一生に関わる疾患で、新生児・小児から高齢者まで、予防、治療、管理が必要となります。
- ・本県では、就学後にむし歯の割合が高くなる特徴があることから、就学前に歯磨き指導を徹底し、就学後もその歯磨き習慣を継続させることが重要です。

## (2) 具体的な活動

### ○豊富な食材を活かした「ふくい健幸美食」による適切な食生活の推進

- ・メタボリックシンドロームおよび生活習慣病を予防するため、家庭でのバランスの良い食事を普及啓発するとともに、外食・中食（調理されたものを持ち帰り家で食べる）でも健康に配慮した食事ができる環境を推進します。
- ・主食・主菜・副菜がそろった低塩分で野菜たっぷりの定食や、煮物の味付けや揚げ物の衣を工夫した惣菜を「ふくい健幸美食」と認証し、飲食店や社員食堂、スーパーマーケットでその提供を促進します。
- ・県産食材の利用促進にあたっては、関係団体、生産者等と連携し、効果的な取組みとなるよう情報交換を積極的に行います。



写真一健1 中食における「ふくい健幸美食」の取り組み

### ○高齢期のうす味、低栄養予防の推進、運動機能の維持推進

- ・福井県栄養ケア・ステーションとの連携による市町の介護予防事業を推進するとともに、地域の交流サロンなど高齢者が集う場を活用し、ボランティアグループの協力を得て、家庭でのみそ汁の塩分測定を行うなどして減塩の普及啓発を行います。
- ・加齢に伴う骨格筋の減少や運動器の障害によるロコモティブシンドロームの予防や筋肉を作る素となるタンパク質に配慮した食事を推進します。
- ・運動機能を維持するため、エクササイズガイドの活用やニュースポーツ、農作業等とおして身体活動の実践を進めます。

### ○生涯にわたり食事をおいしく食べるための歯科保健対策の推進

- ・生涯にわたり自分の歯で食事をするためには子どものころからのむし歯予防が重要であるため、幼児期・学童期における適切な生活習慣や歯磨きの指導を行います。加えて、幼児期にはフッ化物洗口を推進します。
- ・歯の形成に必要な栄養素や噛み応えに配慮した「間食レシピ」を活用し、よく噛んで味わって食べるなど好ましい食べ方指導を推進します。
- ・成人に対しては、定期的に歯科健診を受け、生涯健康な口腔状態を維持できる体制を推進します。



## ○給食施設における適切な栄養管理・食事管理の推進

- ・保育所、学校、事業所、病院、福祉施設等の給食施設において、それぞれの利用者に応じて適切な栄養管理・食事管理に基づく給食の提供を促進します。
- ・健康福祉センターの巡回指導や管理栄養士・栄養士等を対象とした研修会により、給食を通じた利用者ごとの栄養・食事管理および健康づくりを推進するために必要な助言や技術的な指導を行います。

## ○「旬の野菜・果物を食べよう」運動の展開

- ・県内各地域の量販店等において、野菜摂取量350g以上を目指し、「越のルビーをもう1個運動」「鍋で味わう野菜食運動」など食育や地産地消と組み合わせた健康づくりの視点からの県民運動を展開します。
- ・県内各地域で開催されるイベントや県民が多く集まる量販店等において、野菜、果物摂取の必要性の啓発や県産野菜の旬や特徴、おいしい食べ方を提案します。



写真11 本県で開発されたミディトマト「越のルビー」

## ○栄養価の高い食品開発

- ・県内の研究機関において、健康志向に対応した栄養価の高い作物、健康食品等の開発を行うとともに、その普及を図ります。

## ○食の安全・安心情報の提供

- ・消費者に対し、食の安全・安心に関するホームページや「あんしんふくい食ネット」等により、食品の安全性や農産物の生産に関する情報（食中毒・きのこ・農薬・衛生管理等）を提供することで、消費者の食の安全・安心に対する正しい理解を促進します。

## ○食の安全・安心に関する知識の普及

- ・食品表示講座や衛生教育講座を開催し、食品表示や衛生対策の知識向上など県民に対する生涯にわたる健康教育に努めます。
- ・食の安全性や食品表示に関する相談窓口により、県民からの相談に対して的確に対応します。

## VI 推進体制

---

食育・地産地消のさらなる普及、拡大を図るため、その推進母体として設置した「ふくいの食育・地産地消推進県民会議（以下県民会議）」を通じ、県と関係団体との連携活動を進めます。

また、市町に対しても、引き続き情報交換を密にしながら、食育、地産地消、健康に関する活動を効率的に推進するよう、「福井県食育・地産地消推進連携会議」による連携を強化します。

### ア 推進体制と活動内容

#### ○県民会議の活動

- ・ 県民会議の参加団体の共同活動や参加団体相互の連携活動を促進し、「ふくいの食育・地産地消計画」の進行・管理を行います。
- ・ 県民会議に「食育・健康」「地産地消」など分野別の協議の場を設け、効率的な推進方法や役割分担などを検討します。

#### ○市町や住民、団体等との連携

- ・ 市町との意見交換、情報提供、連携強化を図り、地域住民、企業や民間団体等による食育、地産地消、健康づくりをさらに高めていきます。

### イ 食育・地産地消の普及啓発

#### ○情報の提供

- ・ 福井県における食育・地産地消に関係する団体や企業、食育ボランティアに関する情報や活動の共有を促すため、ホームページ等による情報発信に努めます。

#### ○調査による検証

- ・ 食育や地産地消、健康づくり等の進捗状況を把握するため、県民の食生活および地産地消に関することや、民間・企業による活動状況、学校給食に関することなど、各種調査を実施します。

## VII 目 標

---

県民誰もが、おいしく、楽しく食べて、うれしい健康的な生活を実現するため、今後の5年における目標を次のとおり設定します。

〔目標設定の考え方〕

### 食育

- ・ 学校給食畑の導入や農林水産漁業の体験を強化
- ・ 家庭における具体的な食育活動を重視  
（県PTA連合会の活動）

### 地産地消

- ・ 消費者の求める園芸品目の生産拡大
- ・ 学校給食における県産食材の使用率の向上
- ・ 生産者と消費者からともに喜ばれる「ふくい型直売所」への拡充

### 健康

- ・ 量販店や飲食店の店頭における県民にわかりやすいアピール
- ・ 生活習慣病の予防に直結する減塩を設定  
（日本人の食事摂取基準[厚労省]）
- ・ 民間企業、団体の参加、協力の強化



- 小・中学校における農林漁業体験学習の実施校の割合
  - 85% (H24) → 90% (H30)
  - ・小学校の畑作体験学習
    - 未実施 24 校 (H24) → 全校実施 (H30)
  
- 家庭における食育の実施状況
  - (早寝早起き朝ごはん運動等実施家族数)
  - 7,248 家族 (H25) → 10,000 家族 (H30)
  
- 園芸生産額の拡大
  - 140 億円 (H25) → 180 億円 (H30)
  
- 学校給食地場産食材使用率 (重量ベース)
  - 35% (H25) → 50% (H30)
  
- 大規模農産物直売所の販売額 (5,000 万円以上)
  - 27 億円 (H24) → 30 億円 (H30)
  
- 家庭における地元の食材の利用状況
  - ・優先的に購入する人の割合 (毎年)
  - 野菜 40% (H24) → 50% (H30)
  
- 野菜摂取量 (20 歳以上)
  - 1 日あたり 311.9 g (H23) → 350 g (H29)
  
- 食塩摂取量
  - 1 日あたり 男性 11.8 g (H23) → 9.0 g 未満 (H29)
  - 1 日あたり 女性 10.0 g (H23) → 7.5 g 未満 (H29)
  
- 食育・地産地消・健康づくりを進める店舗・団体数
  - ・おいしいふくい食べきり運動協力店
  - ・ふくい食育・地産地消応援団
  - ・ふくい健幸美食の提供店舗
  - 1,086 店舗 (H24) → 1,500 店舗 (H30)

## 【資料編】

### 1 食育

表1 妊産婦対象の食べながら学ぶ食育講座の実施状況

年 度	開催回数	参加者数	店舗数
平成 24 年度	27 回	422 名	14 店舗
平成 25 年度	28 回	374 名	27 店舗

資料出所：県農林水産振興課

表2 食育ボランティアの幼稚園・保育所での活動状況

項 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	累 計
活動回数	151 回	259 回	202 回	83 回	695 回
イベントへの 参加人数（延べ）	5,763 人	8,711 人	6,876 人	3,518 人	24,868 人

資料出所：県農林水産振興課

表3 小・中学校における農業体験の実施状況

（単位：校，％）

年 度	実施校				実施率			
	小学校	中学校	特別支援学級	計	小学校	中学校	特別支援学級	計
平成 21 年度	176	14	—	190	85.9	19.4	—	67.1
平成 24 年度	198	37	10	245	99.0	48.7	100.0	85.1

※1 「—」は、調査未実施。

資料出所：県農林水産振興課

表4 学校給食畑の設置状況

（単位：校）

項 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	累 計
設置校数	21	21	21	9	13	85

資料出所：県農林水産振興課

表5 「味覚の授業」実施状況

（単位：クラス）

年 度	小学校	中学校	計
平成 24 年度	65	35	100
平成 25 年度	70	43	113

資料出所：県農林水産振興課

## 2 地産地消

表6 県民の年間野菜消費量（推計値）（単位：t、%）

品目	県内消費量	左のうち県産	比率
トマト	4,483	2,530	56.4
キュウリ	3,309	2,073	62.6
ジャガイモ	12,818	8,406	65.6
タマネギ	9,435	5,933	62.9
ニンジン	6,743	3,812	56.5

資料出所：福井県「福井県地産地消率状況調査」

表7 市場、直売所、量販店の県産占有率（単位：t、%）

品目	市場(4市場)			直売所(32店舗)			量販店(45店舗)		
		県産	比率		県産	比率		県産	比率
トマト	2,487	586	23.6	86	67	77.4	664	195	29.3
キュウリ	2,797	379	13.6	109	83	76.7	440	51	11.6
ジャガイモ	3,740	40	1.1	66	44	65.7	800	11	1.4
タマネギ	6,366	120	1.9	294	247	84.0	678	10	1.5
ニンジン	2,556	225	8.8	28	21	74.0	610	78	12.8

資料出所：福井県「福井県地産地消率状況調査」

表8 福井市中央卸売市場における県産野菜の占有率（単位：%）

品目	年計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
トマト	23.3	6.2	0.2	—	—	12.0	48.3	71.2	9.9	17.6	32.3	18.6	9.4
キュウリ	5.4	—	—	—	0.4	8.5	18.4	11.2	8.9	4.3	5.2	2.8	—
ジャガイモ	0.5	—	0.3	—	—	—	0.1	12.8	2.9	0.3	—	—	0.2
タマネギ	1.2	—	—	—	—	—	0.3	25.6	3.6	0.1	—	—	—
ニンジン	14.3	17.8	0.4	16.5	0.1	—	9.2	34.3	—	—	0.2	59.1	27.0

資料出所：福井市中央卸売場「年報（2012年）」

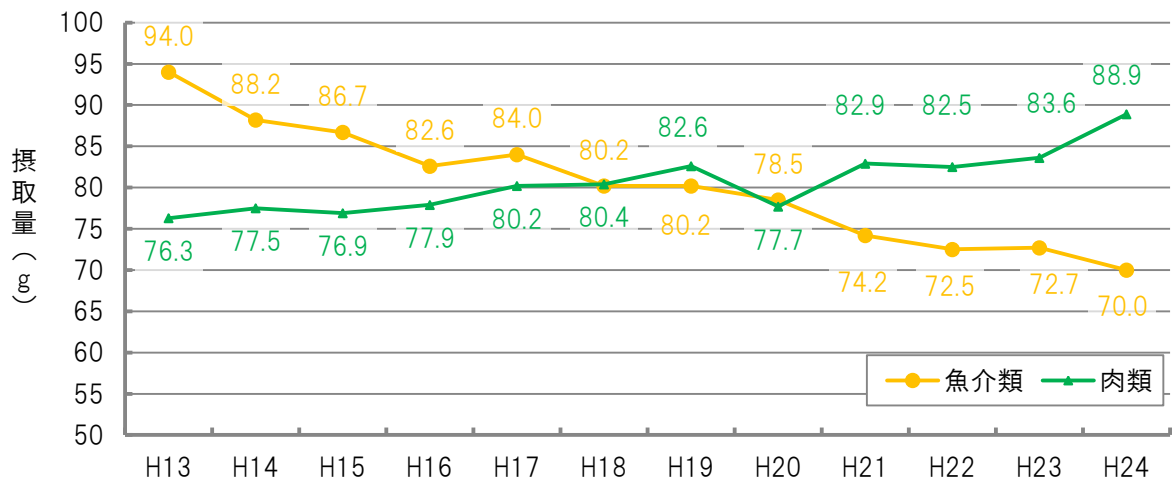


図 16 国民 1 人 1 日当たりの魚介類と肉類の摂取量の推移

資料出所：厚生労働省「国民栄養調査」「国民健康・栄養調査」

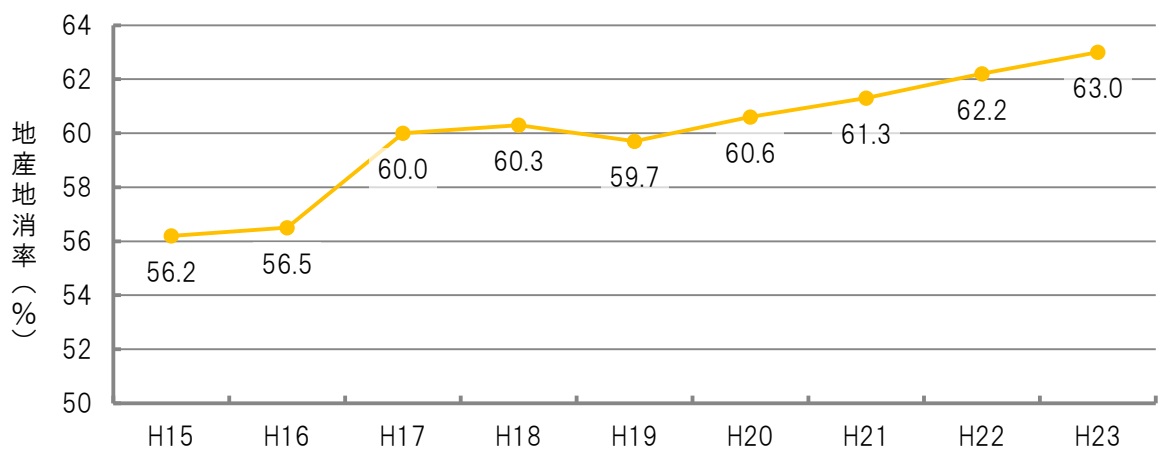


図 17 水産物の地産地消率（県内仕向率）の推移

資料出所：県水産課

表 9 6 次産業化に取り組む経営類型別経営体数 (単位：経営体)

類 型	米中心	畜産	水産	女性企業	その他	合計
経営体数	39	7	8	7	37	98
加工直売部門 1 千万円以上	10	1	2	1	7	21
拡大志向	15	5	5	3	23	51

資料出所：県園芸畜産課（平成 24 年度）

表 10 6 次産業化に取り組む経営体の主な販売先 (単位：経営体)

販売先	県内外へ販売 (ネット販売含む)	県内 スーパー等	地域の直売所や イベント	合計
経営体数	7	19	72	98

資料出所：県園芸畜産課（平成 24 年度）

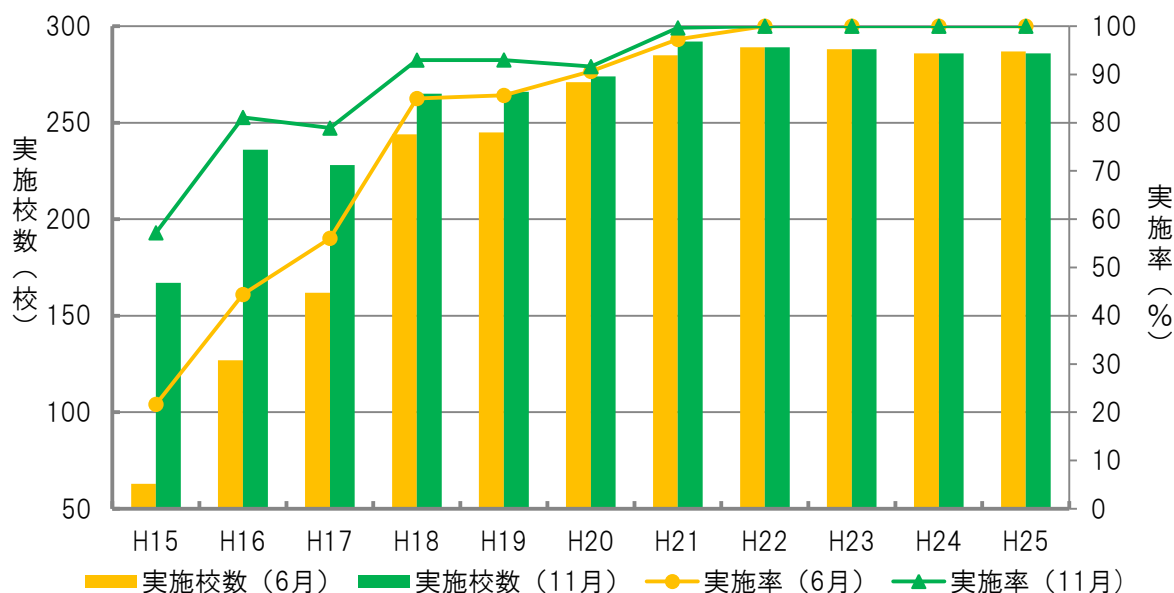


図 18 小・中学校における地場産学校給食実施校の状況

資料出所：福井県「学校給食食材使用量調査」

表 11 学校給食における品目別県産使用率 (単位：%)

区 分	平成 20 年		平成 24 年	
	6 月	11 月	6 月	11 月
サトイモ	96.4	96.8	92.3	98.7
サツマイモ	96.8	91.8	94.7	93.3
ネギ	67.3	90.2	83.7	97.2
ホウレンソウ	57.3	72.7	75.8	78.8
トマト (デザートを含む)	58.9	56.4	43.4	13.8
キュウリ	58.1	24.7	87.7	41.9
タマネギ	43.4	9.6	25.7	6.5
ジャガイモ	12.7	8.7	9.1	14.8
ニンジン	10.7	65.7	8.8	44.4
平均 (88 品目)	31.5	39.7	33.2	41.9
	35.6		37.6	

資料出所：福井県「学校給食食材使用量調査」

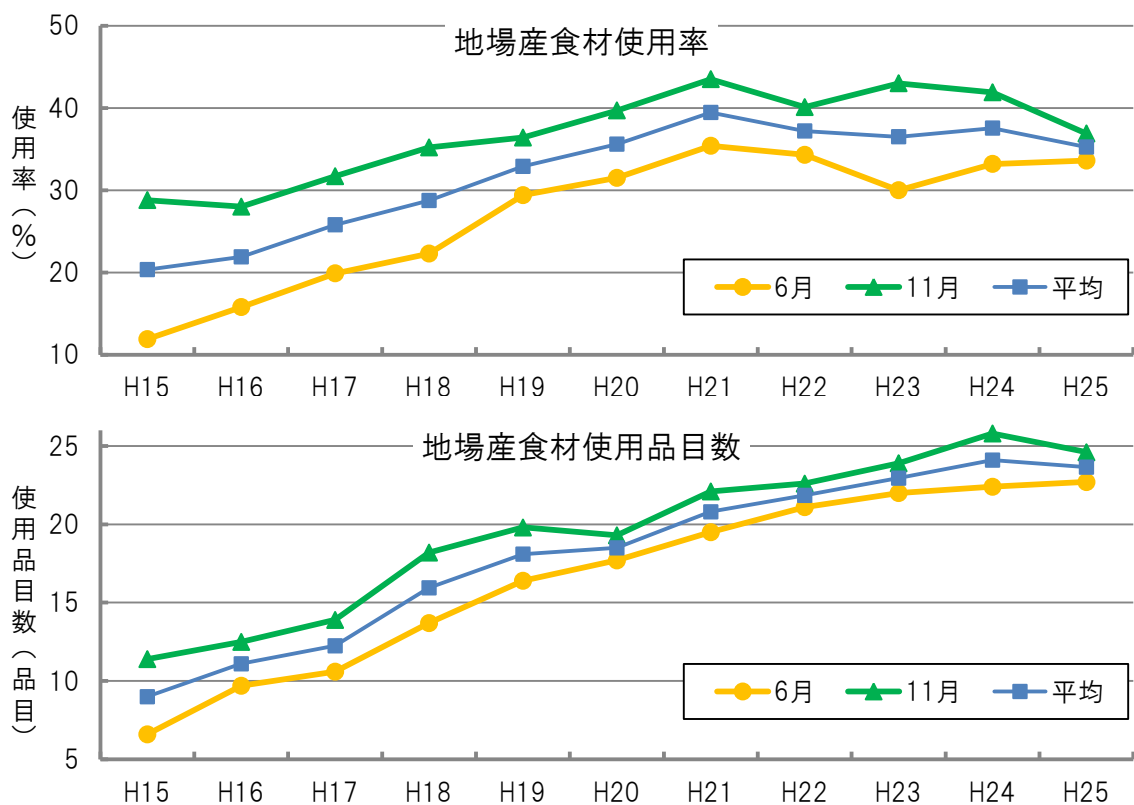


図 19 小・中学校における地場産学校給食の地場産食材および品目の使用状況

資料出所：福井県「学校給食食材使用量調査」

表 12 小・中学校における地場産学校給食の地場産食材および品目の使用状況

年度	地場産食材使用率 (%)			使用品目数 (品目)		
	6月	11月	平均	6月	11月	平均
H15	11.9	28.8	20.4	6.6	11.4	9.0
H16	15.8	28.0	21.9	9.7	12.5	11.1
H17	19.9	31.7	25.8	10.6	13.9	12.3
H18	22.3	35.2	28.8	13.7	18.2	16.0
H19	29.4	36.4	32.9	16.4	19.8	18.1
H20	31.5	39.7	35.6	17.7	19.3	18.5
H21	35.4	43.5	39.5	19.5	22.1	20.8
H22	34.3	40.1	37.2	21.1	22.6	21.9
H23	30.0	43.0	36.5	22.0	23.9	23.0
H24	33.2	41.9	37.6	22.4	25.8	24.1
H25	33.6	36.9	35.3	22.7	24.6	23.7

資料出所：福井県「学校給食食材使用量調査」

表 13 給食の調理方式の違いによる県産品の使用状況

区 分	調理場数 (か所)	学校数 (校)	県産食材使用率(%)			品目数 (品目)		
			6 月	11 月	平均	6 月	11 月	平均
単独調理方式	112	156	32.1	42.5	37.3	22.0	25.7	23.9
給食センター (中小規模)	13	39	36.8	49.1	43.0	24.7	28.7	26.7
給食センター (大規模)	9	75	33.7	42.8	38.3	24.9	28.3	26.6
民間委託	9	16	34.8	31.2	33.0	19.6	17.8	18.7
計・平均	143	286	33.2	41.9	37.6	22.4	25.8	24.1

※1 平成 24 年 6 月、11 月調査

資料出所：福井県「学校給食食材使用量調査（平成 24 年度）」

表 14 常設農産物直売所の状況

項 目	平成 20 年度	平成 24 年度	伸び率 (%)
設置数(か所)	76	86	113.2
販売農家数(人)	3,794	7,517	198.1

資料出所：県農林水産振興課

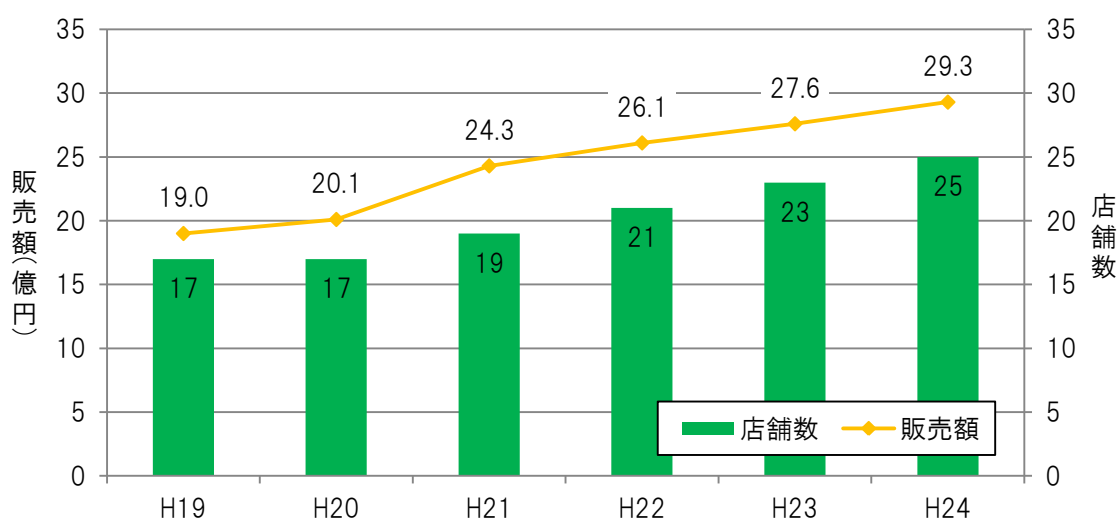


図 20 販売額 3,000 万円以上の独立直売所の販売額および店舗数の推移

資料出所：県農林水産振興課

表 15 常設農産物直売所における部門毎のシェア（金額ベース）（単位：％）

年	米	野菜	果物	花き	水産物	加工品
平成 22 年	5.8	37.8	9.0	8.5	—	26.4
平成 23 年	6.3	39.9	9.4	8.1	—	24.3
平成 24 年	5.4	40.4	10.0	7.8	2.1	25.1
平均	5.8	39.4	9.5	8.1	2.1	25.3

※1 「—」は、調査未実施。

資料出所：県農林水産振興課

表 16 県産食材を使用する認証店の推移（単位：店）

種 類	おいしい 福井県産 そば使用店	若狭牛 提供の店	若狭・越前 漁師の宿	若狭ふぐ の宿	合 計
平成 21 年 3 月末	87	31	370 ※1	81	569
平成 25 年 3 月末	100	31	402	97	630

※1 平成 20 年調査 3 月末

資料出所：県水田農業経営課、園芸畜産課、水産課

表 17 量販店における近年 5 年の県産食材の取扱量の変化（単位：％）

増えた	減った	変化なし	その他	合計
53.5	4.2	22.5	19.7	100.0

資料出所：県農林水産振興課（平成 24 年度）

表 18 量販店における地場産コーナー設置状況（単位：店、％）

地域	合計	福井	坂井	奥越	丹南	二州	若狭
調査店舗数	153	54	20	12	40	15	13
うち 地場産 コーナー設置数	80	25	11	11	18	7	8
設置率	52.3	46.3	57.9	91.7	45.0	46.7	61.5

資料出所：県農林水産振興課（平成 24 年度）

表 19 県産食材の取扱い状況および意向（単位：％）

区 分	増やしたい	現状維持	減らしたい	その他	合計
取扱品目	77.4	11.3	0.0	11.3	100.0
取扱数量	76.1	9.9	0.0	14.1	100.0

資料出所：県農林水産振興課（平成 24 年度）



表 20 「伝統の福井野菜」の生産状況

品 目	生産地	栽培面積 (ha)	生産者数 (人)
奥越サトイモ	大野市・勝山市	112.00	978
ラッキョウ	福井市・坂井市	34.50	174
勝山水菜	勝山市	2.90	20
谷田部ネギ	小浜市	2.10	24
河内赤カブ	福井市	1.60	27
木田チソ	福井市	0.85	10
穴馬カブラ	大野市	0.60	11
黒河マナ	敦賀市	0.40	7
山内カブラ	若狭町	0.30	10
杉箸アカカンバ	敦賀市	0.20	8
古田苧カブラ	敦賀市	0.20	2
吉川ナス	鯖江市	0.16	15
板垣ダイコン	福井市	0.16	15
妙金ナス	勝山市	0.10	2
嵐カブラ	大野市	0.07	20
明里ネギ	福井市	0.04	2
新保ナス	福井市	0.03	26
白茎ゴボウ	坂井市	0.01	10
菜オケ	福井市	0.01	14
立石ナス	高浜町	—	—

資料出所：県農林水産振興課（平成24年度）

### 3 健康

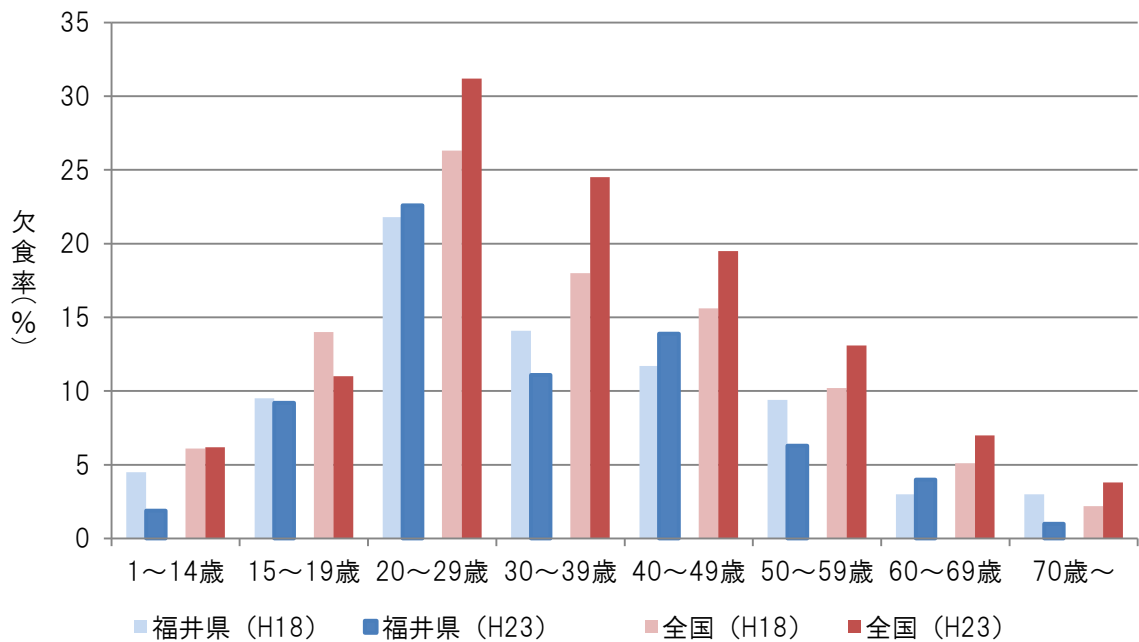


図 21 福井県における朝食欠食率の状況

資料出所：厚生労働省、福井県「国民および県民健康・栄養調査」

表 21 肥満児の割合

(単位：%)

区 分		平成 18 年	平成 23 年
肥満児 の割合	男子 (福井県)	9.16	7.23
	女子 (福井県)	6.36	5.33

資料出所：福井県学校保健会「福井県学校保健統計」

表 22 食塩摂取量、野菜摂取量、脂肪エネルギー比率 (成人)

区 分			平成 18 年	平成 23 年
食塩摂取量 (g)	男性	福井県	12.4	11.8
		全 国	12.2	11.4
	女性	福井県	10.8	10.0
		全 国	10.5	9.6
野菜摂取量 (g)	福井県	296.3	311.9	
	全 国	303.4	277.4	
脂肪エネルギー 比率(%)	福井県	23.1	24.3	
	全 国	24.6	25.5	

資料出所：厚生労働省、福井県「国民および県民健康・栄養調査」

表 23 肥満者、メタボリックシンドロームの割合（成人男性）（単位：％）

区 分			平成 18 年	平成 23 年
肥満者	20 歳代	福井県	11.1	33.3
		全 国	19.6	21.2
	30 歳代	福井県	29.5	37.0
		全 国	34.0	32.9
	40 歳代	福井県	34.8	25.0
		全 国	33.7	34.8
	50 歳代	福井県	26.0	36.9
		全 国	32.5	33.4
メタボリック シンドローム	強く疑われる者	福井県	18.7	24.5
		全 国	21.2	28.8
	予備群と 考えられる者	福井県	22.3	24.9
		全 国	24.3	21.4

資料出所：厚生労働省、福井県「国民および県民健康・栄養調査」

表 23 食塩摂取量、野菜摂取量、やせの者の割合（70歳以上）

区 分			平成 18 年	平成 23 年
食塩摂取量 (g)	男 性	福井県	12.3	12.0
		全 国	12.1	11.1
	女 性	福井県	11.2	10.3
		全 国	10.6	9.6
野菜摂取量 (g)	福井県		312.6	353.3
	全 国		321.9	293.6
やせの者の 割合 (%)	男 性	福井県	8.5	3.9
		全 国	6.6	6.4
	女 性	福井県	3.5	9.1
		全 国	8.4	9.7

資料出所：厚生労働省、福井県「国民および県民健康・栄養調査」

表 24 高齢者の20本以上の自分の歯を有する者の割合 (単位：%)

区 分			平成 18 年	平成 23 年
70 歳以上	男 性	福井県	32.4	33.3
		全 国	32.5	38.0
	女 性	福井県	28.5	24.2
		全 国	28.4	33.7
(参考) 75～84 歳	男 性	福井県	25.6	27.5
	女 性	福井県	30.1	22.4

資料出所：厚生労働省、福井県「国民および県民健康・栄養調査」

表 25 子どものむし歯の割合 (単位：%)

年 代	福井県		全国	
	平成 18 年	平成 23 年	平成 18 年	平成 23 年
3 歳児	26.8	20.5	26.7	20.4
小学生	76.4	69.2	67.8	57.2
中学生	66.9	58.6	59.7	48.3

資料出所：厚生労働省「歯科健康診査実施状況報告」、文部科学省、福井県「学校保健統計調査」

ふくいの食育・地産地消推進計画の主な成果（H21～24）

1 食べ物をありがたくいただく気持ちの醸成

主 な 成 果		備 考
<b>◎生産から食べるまでの体験活動</b>		
◇食育ボランティアによる活動【計画目標項目】 1,284回(H20)⇒2,190回(H24)〔目標:2,000回〕		+906回 農林水産振興課
◇農産物の収穫時期がわかる人の割合【計画目標項目】 48.0%(H20)⇒66.3%(H21)〔目標:60%〕		+18.3% (農林水産振興課)
○食育への関心度 77.9%(H20)⇒83.6%(H24)		+5.7% (農林水産振興課)
学 校	○小・中学校での農業体験 190校(H21)⇒245校(H24) (H24実施率:小学校99%、中学校49%)	+55校 農林水産振興課
	○野菜等の栽培実施校数(学校給食畑) 85校(H21～25累計)	—
	○小学3年生、中学2年生に対する味覚の授業実施回数 —(H20)⇒100回、2,633人(H24)	+100回 農林水産振興課
	○地魚を学ぶ講座実施校数 25校(H22)⇒52校(H24)	+27校 水産課
	○セイコガニの食べ方を学ぶ講座 全中学3年生(H22～)	—
	○学校給食センターのおいしい献立づくり (食育ボランティア連携) 全21センターで実施(H2～H23)	— スポーツ保健課
高校・ 大学	○実践活動への進展 食育サークル活動数 —(H20)⇒10サークル(H24)	+10サークル 農林水産振興課
妊娠期 女性	○妊娠時に必要な葉酸等をとる食事講座 —(H20)⇒27回、422人(H24)	+27回、422人 農林水産振興課
家庭・ 地域	○児童館や公民館など地域で食育活動 290回11,221人(H21)⇒466回18,322人(H24)	+176回、 +7,101人 農林水産振興課
<b>◎食文化の理解と次世代への継承</b>		
◇伝統料理をよく食べる人の割合【計画目標項目】 20.7%(H20)⇒66.6%(H21)〔目標:30%〕		+45.9% (農林水産振興課)
○伝承料理講習会 8回(H20)⇒15回(H24)		+7回 健康増進課
<b>◎家庭へ波及させる活動の充実</b>		
◇親子や家庭での魚がさばける福井人の養成【計画目標項目】 360家族(H23)〔目標:300家族〕		+360家族 農林水産振興課

## 2 おいしく安全な食を提供する地産地消の推進

主 な 成 果	備 考
<b>◎地域の特色を活かした農林水産物の生産と供給</b>	
◇学校給食地場産食材使用率(重量ベース)【計画目標項目】 31.5%(H20.6月)⇒35.4%(H21.6月)〔目標:35%〕 37.2%(H22) ⇒ 37.6%(H24) 〔目標:40%〕  ○地場産給食実施校(10品目以上使用) 272校(H20)⇒全286校(H24) ○地場産食材使用品目 18.5品目(H20)⇒24.1品目(H24) ○米飯給食(週あたり回数) 3.9回(H20)⇒4.3回(H24)	+3.9% +0.4%  +14校 +5.6品目 +0.4回
◇3,000万円以上の独立直売所販売額【計画目標項目】 26.1億円(H22)⇒29.3億円(H24)〔目標:29.0億円〕  ○常設直売所 76店舗(H20)⇒86店舗(H24) ○販売農家数 3,794人(H20)⇒7,517人(H24)	+3.2億円  +10店舗 +3,723人
◇県産米粉の消費量【計画目標項目】 30トン(H20)⇒100.7トン(H24)〔目標:+70トン〕	+70.7トン 農林水産振興課
◇消費地産地消率【県独自指標】 58.3%(H21)⇒60.4%(H23)	+2.1% 地産地消率調査 (農林水産振興課)
○地場産コーナー設置店舗数 37店舗(H20)⇒80店舗(H24) ○地産地消に取り組む飲食店数(H24)	+43店 +471店 農林水産振興課
○病院や福祉施設での県産農林水産物の使用量 31.0%(H21)⇒39.1%(H23)	+8.1% 地産地消率調査 (農林水産振興課)
○直売所や量販店等への供給システム数(ふるさと畑) 11か所(H20)⇒28か所(H24) 取扱額0.11億円(H20)⇒1.38億円(H24)	+17か所 +1.27億円 農林水産振興課
○生産者と量販店をつなぐ地域産直システム数 - (H20)⇒20か所(H24)	+20か所 農林水産振興課
<b>◎生産者と消費者の交流促進</b>	
◇とれたてふくいの日の認知度【計画目標項目】 18.2%(H20)⇒30.7%(H21)〔目標:30%〕	+19.2% 食生活アンケート (農林水産振興課)
<b>◎県民、生産者、事業者の自発的活動の促進</b>	
◇消費世帯における購入に占める県内産品の割合【計画目標項目】 38.4%(H21)⇒39.2%(H23)〔目標:39.3%〕  ○H21に比べて県産食材の購入量が増えた人の割合(H23) ○県産農林水産物の使用を今後増やしたい飲食店等の割合(H23)	+0.8%  +27.7% +52.6% 地産地消率調査 (農林水産振興課)
○漁家民宿への宿泊者数 341,000人/年(H20)⇒384,000人/年(H24) ○若狭ふぐの宿認証店数 81軒(H20)⇒97軒(H24) ○地魚コーナーの設置店舗数 40店舗(H20)⇒224店舗(H24) ○地魚直販市の開催 3回(H20)⇒42回(H24)	+43,000人 +16軒 +184店舗 +39回 水産課

### 3 健全で豊かな食生活の実現

主 な 成 果	備 考
<b>◎規則正しく栄養バランスのとれた食生活の推進</b>	
◇野菜摂取量(20歳以上)【計画目標項目】 296g(H18)⇒311.9g(H23)〔目標:350g以上〕	+15.9g 県民健康栄養調査 (健康増進課)
◇朝食欠食率(20歳代)【計画目標項目】 男性 25.3%(H18)⇒33.3%(H23)〔目標:15%以下〕 女性 18.2%(H18)⇒12.7%(H23)〔目標:9%以下〕	+8.0% △5.5% 県民健康栄養調査 (健康増進課)
○(福井県版食事バランスガイドの普及)研修会開催数 13回(H20)⇒8回(H24) ○ショッピングセンター等における食生活相談実施数 12回(H20)⇒1回(H24)・・・H21から統合して実施	— — 健康増進課
○健康づくり応援の店登録店舗数 292店舗(H20)⇒371店舗(H24)	+79店舗 健康増進課
<b>◎おいしく食べるための基礎づくり</b>	
○児童館、子育てセンター等における出前健康講座実施回数 100回(H20)⇒41回(H22)	— 健康増進課
○無料歯科健診受診者数 3,045人(H20)⇒2,252人(H24) ○健康づくり発信出前講座の実施回数 10回(H20)⇒15回(H24)	— — 健康増進課
○「食べきり運動協力店」店舗数 503店(H21)⇒832店(H24) ○「食べきり家庭応援店」店舗数(H23新設) 126店(H24) ○地域一体となった運動の展開(H24～) あわら市(H24)、鯖江市(H25)	+329店 +126店 — 循環社会推進課
○家庭における食育の実施状況 「一筆啓上・我が家の三原則」応募家族数(県PTA連合会会員) 2,897家族(H20)⇒7,248家族(H25) ※早寝早起き朝ごはん運動等実施家族数	+4,351家族 生涯学習・ 文化財課
<b>◎県民の食の安全・安心に対する信頼の確保</b>	
○食の安全・安心講座・手洗い道場の開催数 (園児、小学生、高齢者を中心) 994回、36,540人受講(H21～24累計) ○食の安全に関する指導ができる人材の養成者数 (幼稚園・保育所・児童館、高齢者施設を対象) 913人、139施設(H24)	— — 医薬食品・衛生課
○食品総合相談窓口の相談件数 27,369件(H21～24累計)	— 医薬食品・衛生課

## 参考資料

---

○ 写真編	・・・ 4 2
・ 福井の食材を味わう料理	・・・ 4 2
・ 健康美食メニュー	・・・ 4 4
・ 福井県の主な伝承料理	・・・ 4 6
・ 福井県の主な伝統工芸品	・・・ 4 7
○ 資料編	・・・ 5 1
○ 用語解説	・・・ 5 9
○ 食育基本法	・・・ 6 6
○ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律	・・・ 7 0
○ 福井県地産地消の推進に関する条例	・・・ 7 9
○ ふくい農業のあり方検討会 食育・地産地消推進部会委員名簿	・・・ 8 0



## 【写真編】

### ○ ふくいの食材を味わう鍋料理（福井県栄養士会レシピ作成）



【春野菜和風カレー風味鍋 4人分】  
【野菜 1人当摂取 約170g】

春キャベツ 100g 春人参 100g  
ほうれん草 180g アスパラ 100g  
もやし 100g しめじ 100g  
豚肉 200g 薄揚げ 50g  
チーズ、ウィンナー・しょうゆ・カレー粉・片栗粉  
だし汁、みりん

- ① キャベツは下茹でチーズ、ウィンナーを包む。ほうれん草はざく切り、人参は短冊、アスパラは5cmの長さに切る。しめじは小房に分ける
- ② 鍋にだし汁、みりん、しょうゆを入れ煮立て、水に片栗粉とカレー粉を混ぜたもの加え煮る。
- ③ 土鍋に②を入れ煮立て、野菜、肉類を加える。



【ふくいの春野菜鍋 4人分】  
【野菜 1人当摂取 約200g】

春キャベツ 300g 勝山水菜 180g  
ほうれん草 150g 新わかめ 30g  
たけのこ 100g 生しいたけ 4枚  
鶏肉 200g  
昆布・酒・ボン酢・一味唐辛子 適宜

- ① キャベツ、ほうれん草はざく切り、鶏肉はひと口大に切る。勝山水菜は固めにゆでて切る。たけのこは縦に薄切り、わかめはざく切り。
- ② 鍋に昆布と水を入れ火にかけて沸く手前で昆布を取り出し、酒と鶏肉を加えて火を通す。



【越のルビートマト鍋 4人分】  
【野菜 1人当摂取 約200g】

越のルビー 200g 玉ねぎ 100g  
ししとう 8本 なす 160g  
キャベツ 400g しめじ 100g  
豚肉 200g トマト缶1缶か完熟トマト  
コンソメ・酒・砂糖・しょうゆ・にんにく・塩こしょう・チーズ

- ① キャベツ、玉ねぎはひと口大、トマトは湯むきなすは鍋に入れる直前に乱切り。
- ② 鍋に、トマト缶、水、コンソメ、酒、砂糖、しょうゆ、おろしにんにくを入れ煮立てる。
- ③ 煮立ったら①を入れ煮込み、チーズをのせる。



【夏野菜スチーム鍋 4人分】  
【野菜 1人当摂取 約200g】

豚バラ薄切り 200g キャベツ 200g  
人参 100g ししとう 8本  
アスパラ 8本 かぼちゃ 150g  
しめじ 100g もやし 100g  
酒、ボン酢、胡麻ドレッシング

- ① 豚バラは半分、キャベツ、かぼちゃと人参は薄切り、しめじは石づきほぐす。
- ② 鍋にキャベツ、豚肉、野菜類を彩りよく並べ酒をふりかけ蓋をして中火にかける。
- ③ 鍋蓋穴から蒸気が噴き出して来たら出来上がり



【福井ポーク鍋 4人分】  
【野菜 1人当摂取 約250g】

福井ポーク 300g      小かぶ 4個  
白菜 300g      人参 80g  
水菜 120g      エリンギ 100g

昆布、水、塩、酒、こしょう、大根おろし  
みそ、砂糖、みりん、水、練りごま、ポン酢

- ① 小かぶの根元を残し皮をむき、白菜はざく切り、人参は短冊切り、水菜はざく切りにする。
- ② みそ、砂糖、みりんを練り合わせ水を加えて混ぜ合わせ、練りごまを加える。
- ③ 鍋に昆布と水でだしをとり塩、酒を入れて野菜類を彩りよく入れ煮立てる。
- ④ 煮立ったらおろしポン酢か味噌だれで食べる。



【きのこ牡蠣みそ鍋 4人分 野菜215g】  
【野菜 1人当摂取 約220g】

生しいたけ 4枚      しめじ 100g  
えのき茸 100g      越前カンタケ 100g  
春菊 180g      牡蠣 8粒  
木綿豆腐 1丁      ねぎ 100g  
白菜 250g      だし汁、みそ

- ① 白菜はざく切り、ねぎは斜め切り、カンタケ・しめじは小房に分けておく。えのき茸は根元をとり半分切る。生しいたけは飾り切り。
- ② 牡蠣は塩水で洗い、酒をふりかけておく。
- ③ 鍋に水を入れこんぶでだしをとりみそを溶かす。だし汁に野菜ときのこと、豆腐を加えて煮る。



【蟹ちり鍋 4人分】  
【野菜 1人当摂取 約270g】

カニ 足半身 焼き豆腐 1丁  
白菜 280g      ねぎ 100g  
春菊 180g      えのきたけ 100g  
生しいたけ 4枚  
昆布・酒・ポン酢・大根 薬味 適宜

- ① 焼き豆腐は8等分に切る。ねぎは斜め切りにする。白菜はざく切り、春菊はほぐす。大根はおろしておく。
- ② 鍋に昆布と水を入れ火をかけ沸く手前で昆布を取り出し、カニを加え、春菊以外の野菜類を入れて煮る。最後に春菊を加える。



【おでん鍋 4人分】  
【野菜 1人当摂取 約200g】

白菜 280g      豚肉 100g  
大根 400g      人参 100g  
厚揚げ 300g      里芋 大4個  
結び白滝、さつま揚げ、ごぼう天、薄揚げ、角もち  
酒、砂糖、みりん、しょうゆ、塩、ねぎ、からし

- ① 白菜は下茹でし豚肉をまく。大根は米のとぎ汁で下茹でする。練り製品は油抜きをする。薄揚げに角餅を入れてかんぴょうで結ぶ。
- ③ 鍋にだし汁と調味料を煮立て、根菜類、厚揚げ、練り製品を加え煮込む。食べる前に餅巾着と白菜巻を加える。



## ○ふくい健幸美食メニュー



(飲食店のメニュー例)

飲食店や弁当店、学生・社員食堂が提供する1回の食事メニューを対象とした「ふくい健幸美食」飲食店版は、次の①～⑥の条件を全て満たしたメニューです。①主食・主菜・副菜がそろっている、②主食の量が選べる、③副菜が2皿以上または副菜と果物が合わせて2皿以上、④主食以外のエネルギーが300～400kcal、⑤塩分は3gまで、⑥福井県産の食材・特産品または福井らしい食材を2品以上使用。

募集要項に基づき、県が認証しています。



(弁当の例)

上記の弁当も、「ふくい健幸美食」飲食店版の条件を満たしています。条件③については、野菜1皿の目安重量を70g、果物1皿の目安重量を100gとし、皿数に制限はありません。主食・主菜をまとめて丼物として一皿にしたり、皿数を増やしたメニューもあります。



(家庭版レシピのメニュー例)

(公社)福井県栄養士会が考案した「ふくい健幸美食」家庭版のレシピ集は、①主食・主菜・副菜がそろっている、②副菜が2皿以上または副菜と果物が合わせて2皿以上、③主食以外のエネルギーが300～400kcal、④塩分は3g以下のヘルシーメニューです。

写真は、ごはん、さばの味噌煮、ラッキョウ風味サラダ、けんちん汁、フルーツヨーグルトのセットです。定番料理のさばの味噌煮はしょうがを使って薄味に、汁物は具たくさんにして、塩分の摂りすぎに気をつけています。



(惣菜の例)

スーパーマーケットや直売所等で販売する惣菜を対象とした「ふくい健幸美食」惣菜版は、調理後の煮汁が1.0%を超えない煮物、調理後の衣重量が全体重量の40%を超えない揚げ物を認証しています。

## ○福井県の主な伝承料理



(報恩講料理)

報恩講は仏教各派で行われる宗祖の恩徳を謝す法会のことですが、特に浄土真宗の各寺では、宗祖親鸞聖人の忌日を中心に門徒が寺に集まり、昼食（お齋）をはさんで午前・午後にお勤め・説教が行われ、ほぼ終日を寺で過ごします。

報恩講料理の食材は、この時期に収穫された野菜類がメインです。栄養的に見ると、比較的、油を使用しない煮物料理などが多いことから、現代の食生活において懸念されているカロリーや脂質摂取過多を防ぐ献立と言えます。また野菜においても旬の物がメインなので、ビタミンや食物繊維なども豊富に含まれ、それぞれの栄養が十分に摂取できるのです。



(浜焼き鯖)

大野市では「半夏生（はげっしょ）鯖」と呼ばれ、夏至から数えて11日目、7月上旬に食べるのが習わしです。半夏生鯖とはその昔、農作業で疲れた農民の栄養補給のため、大野藩の殿様が鯖を食べることを奨励したことがきっかけとか。



(越前おろしそば)

福井でのそばの歴史は、朝倉孝影が一乗谷に築城した文明5（1473）年頃から始まったと伝えられている。いくつもの合戦を経た結果籠城用食料として重宝され、そばがきやそばだんごが主だったといわれる。福井で「そばきり」が登場するのは慶長6（1601）年。府中（現在の越前市）の城主となった本多富正公がそば師の金子権左衛門を伴って赴任したのを機に、そばの食べ方が変わり、麺状そばに加え大根おろしを添える食べ方が始まったと伝えられている。



(へしこ)

若狭地方の伝統料理「へしこ」。へしこは魚の糠漬けのこと。その語源は、重石をかけて漬け込むことを「押し込む（へしこむ）」といったことからではといわれています。

へしこはその昔、魚の腐敗を防ぎ、長期保存するための保存食として作られていました。その歴史は深く、江戸時代の中ごろにはすでにへしこ作りが始まっていたそうです。

最も有名で、生産量も断トツなのが鯖のへしこですが、イワシやふぐ、イカなどもへしこにすることができます。



## ○福井県の主な伝統工芸



### (越前漆器)

起原は古く6世紀にまで遡ると伝えられています。第26代継体天皇が幼少の頃の御冠の塗り替えを、河和田の郷の塗師に命じたところ塗師が、手塗の黒塗の食器を献上しました。その光沢の見事に深く感銘され奨励されたのが越前漆器の始まりと伝えられています。挽物はトチノキ、ミヅメ、樺等を立木挽きします。塗りは花塗（塗立）が特徴です。堅牢な下地づくりに塗重ねた光沢と優雅なつくりには定評があります。主産地の名をとり、河和田塗としても知られています。



### (越前焼)

越前焼は日本六代古窯の一つに数えられ、その歴史は古く、今から約八百年前平安末期から焼かれ現在二百基以上の古窯が発見されています。これらの大規模な古窯で、かめ・壺・すり鉢・舟徳利・おはぐろ壺等日用雑器が焼かれており、当時の隆盛が偲ばれます。これらの名も知れない陶工の手による一品一品は、てらいのない造り、温かみのある土と灰釉の味わいを秘めた民芸的な美しさを持ち、その伝統は今日まで引き継がれ多くの人々に愛好されています。



### (越前和紙)

越前和紙の歴史は古く、奈良時代には仏教に必要な写経用紙を漉いていました。公家や武士階級が紙を大量に使い出すと益々盛んになり、「越前奉書」「越前鳥の子」などは上質紙として高い評価を得ました。その後も幕府や領主の厚い保護を受け、全国でも有数の産地に発展しました。繊細優雅な肌合いを身上とし、その種類の豊富なことは他の追随を許しません。今まで以上に数多くの技術革新を行いながら、新しい時代が求める紙を開発し千五百年の伝統をかたくに守り続けています。



### (越前打刃物)

「越前打刃物」は、1337年（南北朝時代）京都の刀匠、千代鶴国安が刀剣製作に適した地を求め、府中（今の越前市）に来住し、そのかわら近郷の農民のために鎌を作ったことから始まったといわれています。その後、江戸時代には福井藩の保護政策により、株仲間が組織されるなど、販路も全国に及びました。それは当初、漆かき職人が漆かきのため全国に出かける時、刃物を売り歩いたことから始まりました。現在は、日本古来の火づくり鍛造技術・手仕上げを守りながら、包丁・鎌・鉈・刈り込み鋏などを主製品としています。



### (若狭めのう細工)

若狭めのう細工は享保年間、玉屋喜兵衛がめのうの焼入れを技術を開発したことにより広まったと伝えられています。また、美術工芸品としての彫刻の技術は明治にはいって中川清助により創始されました。焼入れにより、美しく発色させた硬い原石を、金剛砂を使って削り丹念に磨き上げていくと、透きとおった繊細な光沢につつまれます。こうして鶏などの置物、香炉や盃、珠や装身具を作ります。熟練と根気を要する技です。



### (若狭塗箸)

江戸初期、小浜の豪商が国外から入手した漆塗盆を、漆塗職人・松浦三十郎が模して作ったのが始まりとされています。その後、藩主の手厚い保護のもと卵殻金銀箔塗押の技法が完成し、若狭塗と命名されました。現在では、国内生産塗箸の80%が若狭塗です。

## 【資料編】

### 1 食育

表一食1 妊産婦対象の食べながら学ぶ食育講座の実施状況

年 度	開催回数	参加者数	店舗数
平成 24 年度	27 回	422 名	14 店舗
平成 25 年度	28 回	374 名	27 店舗

資料出所：県農林水産振興課

表一食2 食育ボランティアの幼稚園・保育所での活動状況

項 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	累 計
活動回数	151 回	259 回	202 回	83 回	695 回
イベントへの 参加人数（延べ）	5,763 人	8,711 人	6,876 人	3,518 人	24,868 人

資料出所：県農林水産振興課

表一食3 小・中学校における農業体験の実施状況 (単位：校，%)

年 度	実施校				実施率			
	小学校	中学校	特別支援学級	計	小学校	中学校	特別支援学級	計
平成 21 年度	176	14	—	190	85.9	19.4	—	67.1
平成 24 年度	198	37	10	245	99.0	48.7	100.0	85.1

※1 「—」は、調査未実施。

資料出所：県農林水産振興課

表一食4 学校給食畑の設置状況 (単位：校)

項 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	累 計
設置校数	21	21	21	9	13	85

資料出所：県農林水産振興課

表一食5 「味覚の授業」実施状況 (単位：クラス)

年 度	小学校	中学校	計
平成 24 年度	65	35	100
平成 25 年度	70	43	113

資料出所：県農林水産振興課

## 2 地産地消

表一地1 県民の年間野菜消費量（推計値）（単位：t、%）

品目	県内消費量	左のうち県産	比率
トマト	4,483	2,530	56.4
キュウリ	3,309	2,073	62.6
ジャガイモ	12,818	8,406	65.6
タマネギ	9,435	5,933	62.9
ニンジン	6,743	3,812	56.5

資料出所：福井県「福井県地産地消率状況調査」

表一地2 市場、直売所、量販店の県産占有率（単位：t、%）

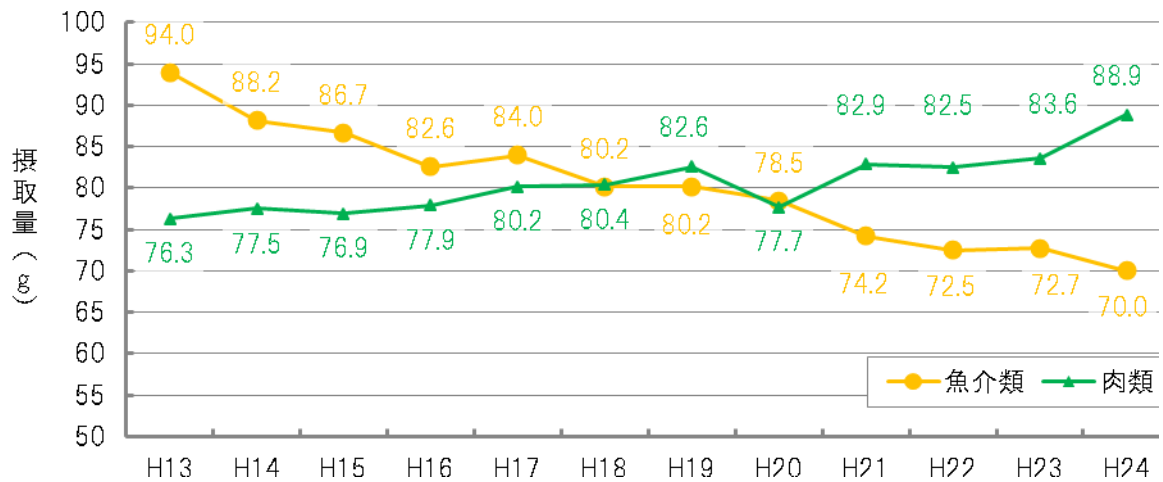
品目	市場(4市場)			直売所(32店舗)			量販店(45店舗)		
		県産	比率		県産	比率		県産	比率
トマト	2,487	586	23.6	86	67	77.4	664	195	29.3
キュウリ	2,797	379	13.6	109	83	76.7	440	51	11.6
ジャガイモ	3,740	40	1.1	66	44	65.7	800	11	1.4
タマネギ	6,366	120	1.9	294	247	84.0	678	10	1.5
ニンジン	2,556	225	8.8	28	21	74.0	610	78	12.8

資料出所：福井県「福井県地産地消率状況調査」

表一地3 福井市中央卸売市場における県産野菜の占有率（単位：%）

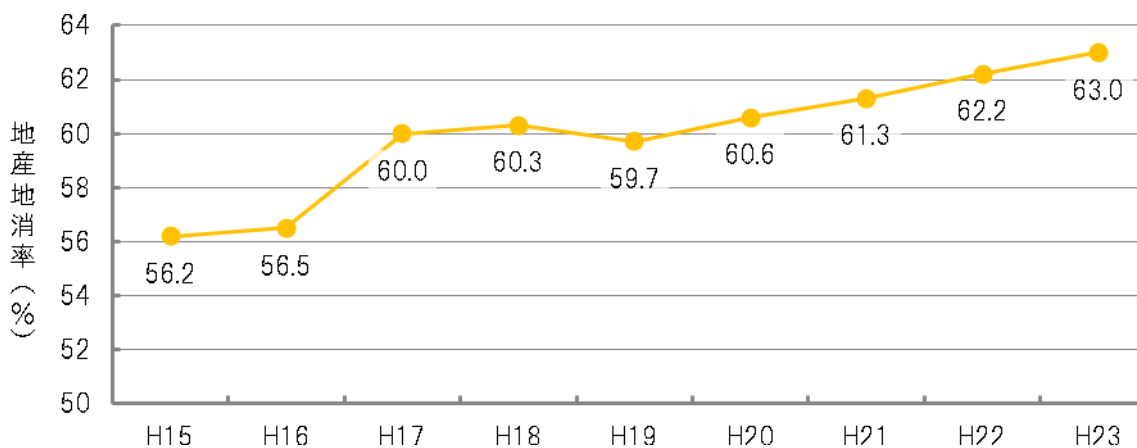
品目	年計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
トマト	23.3	6.2	0.2	—	—	12.0	48.3	71.2	9.9	17.6	32.3	18.6	9.4
キュウリ	5.4	—	—	—	0.4	8.5	18.4	11.2	8.9	4.3	5.2	2.8	—
ジャガイモ	0.5	—	0.3	—	—	—	0.1	12.8	2.9	0.3	—	—	0.2
タマネギ	1.2	—	—	—	—	—	0.3	25.6	3.6	0.1	—	—	—
ニンジン	14.3	17.8	0.4	16.5	0.1	—	9.2	34.3	—	—	0.2	59.1	27.0

資料出所：福井市中央卸売場「年報（2012年）」



図一地2 国民1人1日当たりの魚介類と肉類の摂取量の推移

資料出所：厚生労働省「国民栄養調査」「国民健康・栄養調査」



図一地3 水産物の地産地消費率（県内仕向率）の推移

資料出所：県水産課

表一地4 6次産業化に取り組む経営類型別経営体数

(単位：経営体)

類 型	米中心	畜産	水産	女性企業	その他	合計
経営体数	39	7	8	7	37	98
加工直売部門 1千万円以上	10	1	2	1	7	21
拡大志向	15	5	5	3	23	51

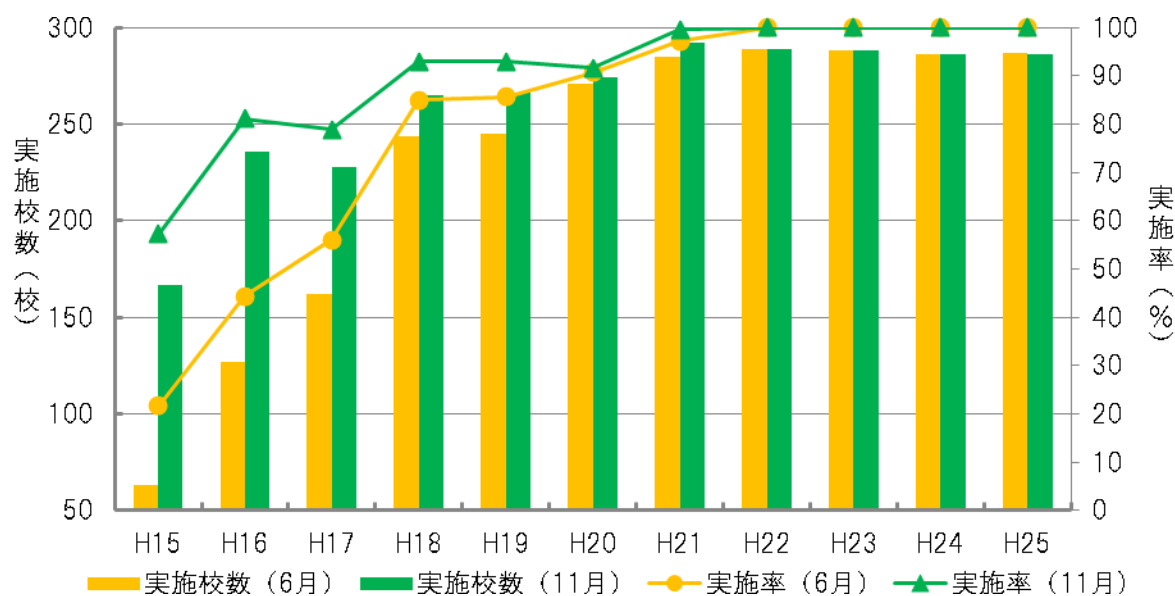
資料出所：県園芸畜産課（平成24年度）



表一地5 6次産業化に取り組む経営体の主な販売先 (単位：経営体)

販売先	県内外へ販売 (ネット販売含む)	県内 スーパー等	地域の直売所や イベント	合計
経営体数	7	19	72	98

資料出所：県園芸畜産課（平成24年度）



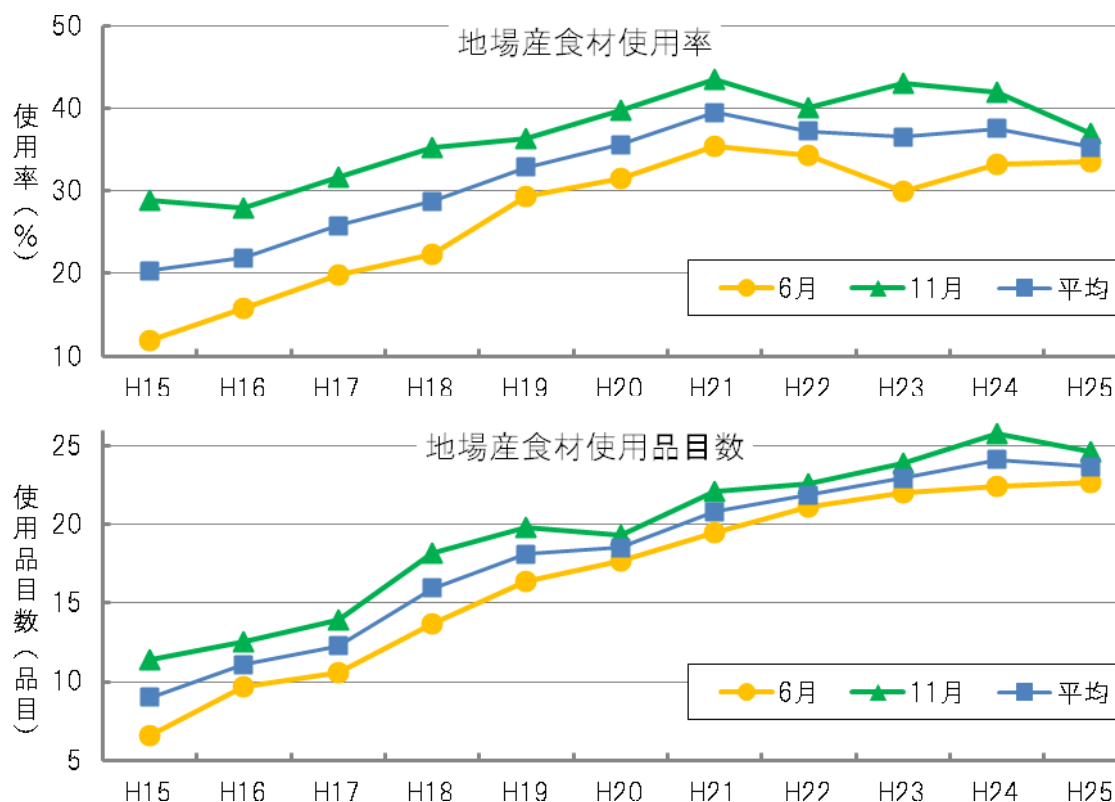
図一地4 小・中学校における地場産学校給食実施校の状況

資料出所：福井県「学校給食食材使用量調査」

表一地6 学校給食における品目別県産使用率 (単位：%)

区 分	平成 20 年		平成 24 年	
	6 月	11 月	6 月	11 月
サトイモ	96.4	96.8	92.3	98.7
サツマイモ	96.8	91.8	94.7	93.3
ネギ	67.3	90.2	83.7	97.2
ハウレンソウ	57.3	72.7	75.8	78.8
トマト (デイトマトを含む)	58.9	56.4	43.4	13.8
キュウリ	58.1	24.7	87.7	41.9
タマネギ	43.4	9.6	25.7	6.5
ジャガイモ	12.7	8.7	9.1	14.8
ニンジン	10.7	65.7	8.8	44.4
平均 (88品目)	31.5	39.7	33.2	41.9
	35.6		37.6	

資料出所：福井県「学校給食食材使用量調査」



図一地5 小・中学校における地場産学校給食の地場産食材および品目の使用状況

資料出所：福井県「学校給食食材使用量調査」

表一地7 小・中学校における地場産学校給食の地場産食材および品目の使用状況

年度	地場産食材使用率 (%)			使用品目数 (品目)		
	6月	11月	平均	6月	11月	平均
H15	11.9	28.8	20.4	6.6	11.4	9.0
H16	15.8	28.0	21.9	9.7	12.5	11.1
H17	19.9	31.7	25.8	10.6	13.9	12.3
H18	22.3	35.2	28.8	13.7	18.2	16.0
H19	29.4	36.4	32.9	16.4	19.8	18.1
H20	31.5	39.7	35.6	17.7	19.3	18.5
H21	35.4	43.5	39.5	19.5	22.1	20.8
H22	34.3	40.1	37.2	21.1	22.6	21.9
H23	30.0	43.0	36.5	22.0	23.9	23.0
H24	33.2	41.9	37.6	22.4	25.8	24.1
H25	33.6	36.9	35.3	22.7	24.6	23.7

資料出所：福井県「学校給食食材使用量調査」

表一 地 8 給食の調理方式の違いによる県産品の使用状況

区 分	調理場数 (か所)	学校数 (校)	県産食材使用率(%)			品目数 (品目)		
			6 月	11 月	平均	6 月	11 月	平均
単独調理方式	112	156	32.1	42.5	37.3	22.0	25.7	23.9
給食センター (中小規模)	13	39	36.8	49.1	43.0	24.7	28.7	26.7
給食センター (大規模)	9	75	33.7	42.8	38.3	24.9	28.3	26.6
民間委託	9	16	34.8	31.2	33.0	19.6	17.8	18.7
計・平均	143	286	33.2	41.9	37.6	22.4	25.8	24.1

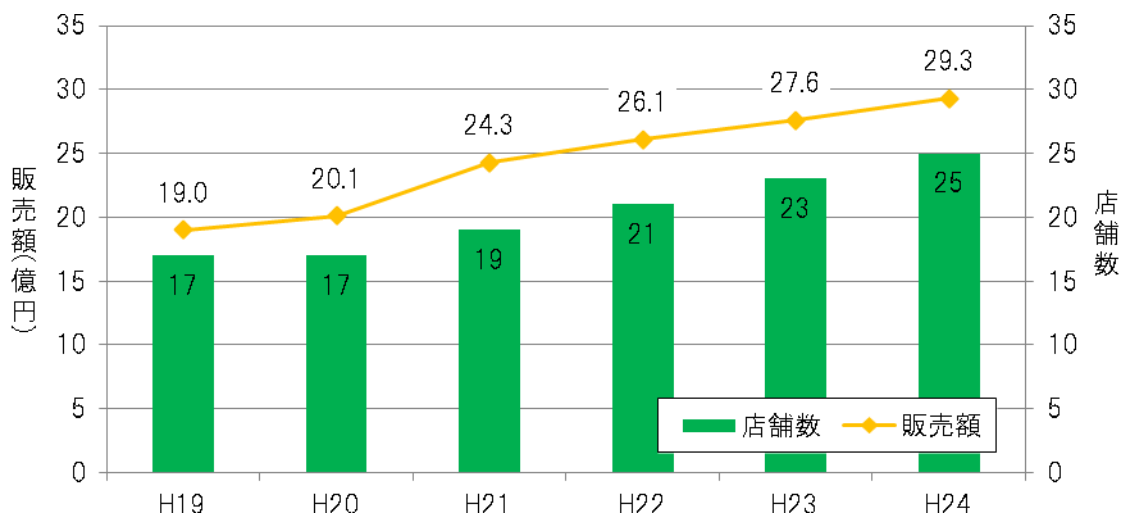
※1 平成 24 年 6 月、11 月調査

資料出所：福井県「学校給食食材使用量調査（平成 24 年度）」

表一 地 9 常設農産物直売所の状況

項 目	平成 20 年度	平成 24 年度	伸び率 (%)
設置数(か所)	76	86	113.2
販売農家数(人)	3,794	7,517	198.1

資料出所：県農林水産振興課



図一 地 6 販売額 3,000 万円以上の独立直売所の販売額および店舗数の推移

資料出所：県農林水産振興課

表一地 10 常設農産物直売所における部門毎のシェア（金額ベース）（単位：％）

年	米	野菜	果物	花き	水産物	加工品
平成 22 年	5.8	37.8	9.0	8.5	—	26.4
平成 23 年	6.3	39.9	9.4	8.1	—	24.3
平成 24 年	5.4	40.4	10.0	7.8	2.1	25.1
平均	5.8	39.4	9.5	8.1	2.1	25.3

※1 「—」は、調査未実施。

資料出所：県農林水産振興課

表一地 11 県産食材を使用する認証店の推移（単位：店）

種 類	おいしい 福井県産 そば使用店	若狭牛 提供の店	若狭・越前 漁師の宿	若狭ふぐ の宿	合 計
平成 21 年 3 月末	87	31	370 ※1	81	569
平成 25 年 3 月末	100	31	402	97	630

※1 平成 20 年調査 3 月末

資料出所：県水田農業経営課、園芸畜産課、水産課

表一地 12 量販店における近年 5 年の県産食材の取扱量の変化（単位：％）

増えた	減った	変化なし	その他	合計
53.5	4.2	22.5	19.7	100.0

資料出所：県農林水産振興課（平成 24 年度）

表一地 13 量販店における地場産コーナー設置状況（単位：店、％）

地域	合計	福井	坂井	奥越	丹南	二州	若狭
調査店舗数	153	54	20	12	40	15	13
うち 地場産 コーナー設置数	80	25	11	11	18	7	8
設置率	52.3	46.3	57.9	91.7	45.0	46.7	61.5

資料出所：県農林水産振興課（平成 24 年度）

表一地 14 県産食材の取扱い状況および意向（単位：％）

区 分	増やしたい	現状維持	減らしたい	その他	合計
取扱品目	77.4	11.3	0.0	11.3	100.0
取扱数量	76.1	9.9	0.0	14.1	100.0

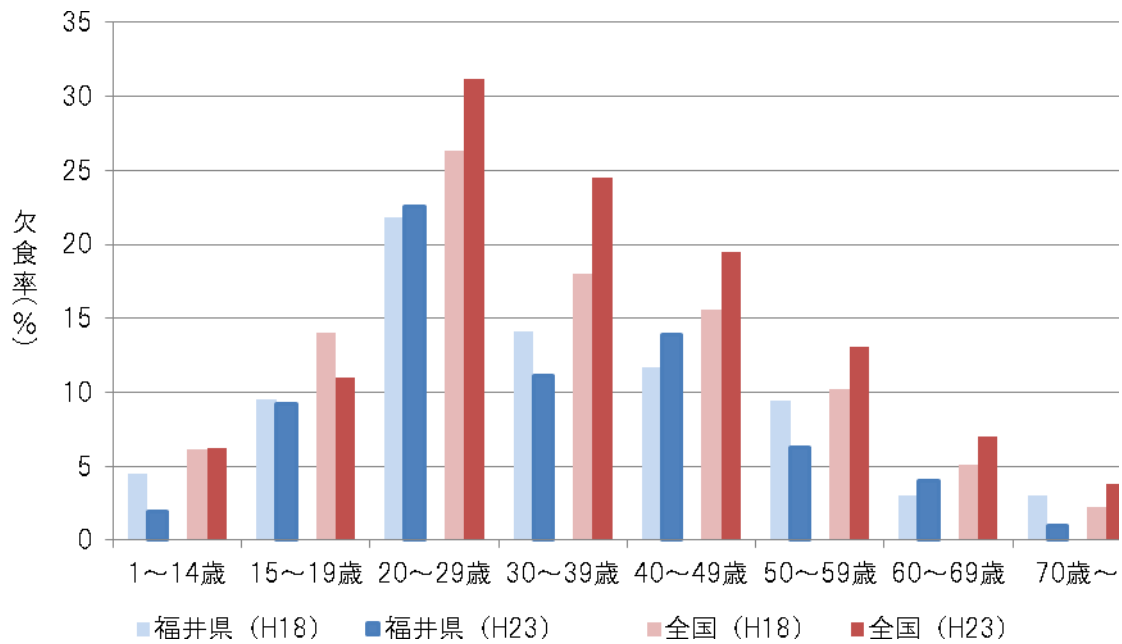
資料出所：県農林水産振興課（平成 24 年度）

表一 地 15 「伝統の福井野菜」の生産状況

品 目	生産地	栽培面積 (ha)	生産者数 (人)
奥越サトイモ	大野市・勝山市	112.00	978
ラッキョウ	福井市・坂井市	34.50	174
勝山水菜	勝山市	2.90	20
谷田部ネギ	小浜市	2.10	24
河内赤カブ	福井市	1.60	27
木田チソ	福井市	0.85	10
穴馬カブラ	大野市	0.60	11
黒河マナ	敦賀市	0.40	7
山内カブラ	若狭町	0.30	10
杉箸アカカンバ	敦賀市	0.20	8
古田苧カブラ	敦賀市	0.20	2
吉川ナス	鯖江市	0.16	15
板垣ダイコン	福井市	0.16	15
妙金ナス	勝山市	0.10	2
嵐カブラ	大野市	0.07	20
明里ネギ	福井市	0.04	2
新保ナス	福井市	0.03	26
白茎ゴボウ	坂井市	0.01	10
菜オケ	福井市	0.01	14
立石ナス	高浜町	—	—

資料出所：県農林水産振興課（平成24年度）

### 3 健康



図一健3 福井県における朝食欠食率の状況

資料出所：厚生労働省、福井県「国民および県民健康・栄養調査」

表一健1 肥満児の割合

(単位：%)

区分		平成18年	平成23年
肥満児の割合	男子(福井県)	9.16	7.23
	女子(福井県)	6.36	5.33

資料出所：福井県学校保健会「福井県学校保健統計」

表一健2 食塩摂取量、野菜摂取量、脂肪エネルギー比率(成人)

区分			平成18年	平成23年
食塩摂取量(g)	男性	福井県	12.4	11.8
		全国	12.2	11.4
	女性	福井県	10.8	10.0
		全国	10.5	9.6
野菜摂取量(g)	福井県	296.3	311.9	
	全国	303.4	277.4	
脂肪エネルギー比率(%)	福井県	23.1	24.3	
	全国	24.6	25.5	

資料出所：厚生労働省、福井県「国民および県民健康・栄養調査」

表一健3 肥満者、メタボリックシンドロームの割合（成人男性）（単位：％）

区 分		平成 18 年	平成 23 年	
肥満者	20 歳代	福井県	11.1	33.3
		全 国	19.6	21.2
	30 歳代	福井県	29.5	37.0
		全 国	34.0	32.9
	40 歳代	福井県	34.8	25.0
		全 国	33.7	34.8
	50 歳代	福井県	26.0	36.9
		全 国	32.5	33.4
メタボリック シンドローム	強く疑われる者	福井県	18.7	24.5
		全 国	21.2	28.8
	予備群と 考えられる者	福井県	22.3	24.9
		全 国	24.3	21.4

資料出所：厚生労働省、福井県「国民および県民健康・栄養調査」

表一健4 食塩摂取量、野菜摂取量、やせの者の割合（70歳以上）

区 分		平成 18 年	平成 23 年	
食塩摂取量 (g)	男 性	福井県	12.3	12.0
		全 国	12.1	11.1
	女 性	福井県	11.2	10.3
		全 国	10.6	9.6
野菜摂取量 (g)	福井県	312.6	353.3	
	全 国	321.9	293.6	
やせの者の 割合 (%)	男 性	福井県	8.5	3.9
		全 国	6.6	6.4
	女 性	福井県	3.5	9.1
		全 国	8.4	9.7

資料出所：厚生労働省、福井県「国民および県民健康・栄養調査」

表一健5 高齢者の20本以上の自分の歯を有する者の割合 (単位：%)

区 分			平成 18 年	平成 23 年
70 歳以上	男 性	福井県	32.4	33.3
		全 国	32.5	38.0
	女 性	福井県	28.5	24.2
		全 国	28.4	33.7
(参考) 75～84 歳	男 性	福井県	25.6	27.5
	女 性	福井県	30.1	22.4

資料出所：厚生労働省、福井県「国民および県民健康・栄養調査」

表一健6 子どものむし歯の割合 (単位：%)

年 代	福井県		全国	
	平成 18 年	平成 23 年	平成 18 年	平成 23 年
3 歳児	26.8	20.5	26.7	20.4
小学生	76.4	69.2	67.8	57.2
中学生	66.9	58.6	59.7	48.3

資料出所：厚生労働省「歯科健康診査実施状況報告」、文部科学省、福井県「学校保健統計調査」



## 【用語解説】

---

### 【あ行】

#### アクティブ・シニア世代

戦後教育を受け、高度成長期を経験している世代で、定年退職を人生の定年とは考えず、仕事にも趣味にも意欲的であり、社会に対して積極的な行動を起こす新世代シニアをさします。

#### 栄養教諭

食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進む中で、朝食をとらないなど子どもの食生活の乱れが指摘されています。子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し、食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を子どもたちに身につけさせるため、食に関する指導（学校における食育）の推進に中核的な役割を担う「栄養教諭」制度が創設され、平成17年度に施行されました。

#### 栄養士、管理栄養士

栄養士とは、栄養学に基づいて、栄養バランスの取れたメニュー（献立）の作成や調理方法の改善等、栄養面から見た食生活のアドバイザーを言います。厚生労働大臣から指定認可された栄養士養成施設を卒業し都道府県知事の免許を受ける必要があります。

管理栄養士とは、栄養指導のための企画や傷病者に対する療養のために必要な栄養の指導、大規模給食施設における管理業務や労務管理を行うことを業とする者のことを言います。管理栄養士国家資格に合格し厚生労働大臣の免許を受ける必要があります。

#### おいしい福井県産そば使用店

福井県では、県産そばの流通促進と消費拡大を目的として、年間を通じて福井県産そばを使用している飲食店を対象に「おいしい福井県産そば使用店」として認証しています。

#### おいしいふくい食べきり運動

家庭やホテル・レストランなどで、おいしい福井の食材を使っておいしい料理を作り、作られた料理をおいしく食べきって残ってしまった料理は、家庭では新たな食材としてアレンジ料理に活用し、外食時には持ち帰って家庭で食べきろう！ という運動です。

---

## 【か行】

### 健康教育

個人が健康的な生活習慣を確立できるよう、社会環境の整備とともに、教育面から支援を行い、行動変容への動機付けや行動変容に必要な知識・技術の習得し、セルフコントロールできる状態を目指しています。

### 共食（きょうしょく）

家族が食卓を囲んで一緒に食事をとりながらコミュニケーションを図ることです。

### 魚食普及活動

水産物の消費拡大と漁業への理解を深めてもらうことを目的として、魚の調理法の講習や料理実習、地域行事での魚料理出展やパネル展示等のイベントの実施、健康食品としてのPR等の活動をさします。

### 健康日本21

平成12年（2000年）、厚生省（当時）により始められた第三次国民健康づくり運動の通称で、「21世紀における国民健康づくり運動」をさします。

### 孤食（こしょく）

ひとりで食事をすることを意味します。その他、個人の好きなものを食べる「個食」、スパゲティやパンなど粉を使った主食を食べる「粉食」、食べ物が固定している「固食」、食べる量が少ない「小食」などが使われます。

---

## 【さ行】

### 食育・地産地消コーディネーター

本県では、平成21年3月に策定した「ふくいの食育・地産地消推進計画」に基づき、平成21～23年度に実施した「ふくいの食育・地産地消コーディネーター育成講座」の修了者のうち、食育や地産地消の推進について広域的・専門的ニーズに対する実践的な活動を行う方を平成24年度から「【登録】ふくいの食育・地産地消コーディネーター」として登録しています。

### 食育ボランティア

地域における食育の推進に当たっては、地域の健康課題や食習慣、食文化等を理解し、地域に密着した活動を実践する方々です。

## 食生活改善推進員

現在、全国 46 道府県 4 市に連絡協議会を設け、地域の食生活改善推進員の養成については市町村が、組織化及び活動に対しては厚生労働省が支援し、住民のニーズに合わせた食育活動、健康づくり事業を推進しています。

## 食の外部化

共働き世帯や単身世帯の増加、高齢化の進行、生活スタイルの多様化等を背景に、家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存する状況がみられます。これに伴い、食品産業においても、食料消費形態の変化に対応した調理食品、そう菜、弁当といった「中食」の提供や市場の開拓等に進展がみられています。こういった動向を総称して「食の外部化」といいます。

## 食の自立

子どもが食材を「選んで」、「調理して」、「片づける」といった一連の作業ができるようになる（子どもが1人で料理できる）ことをいいます。つまり、お腹が空いたとき、いつもコンビニエンスストアに行くのではなく、コンビニエンスストアに行くか、それとも冷蔵庫を開けて自分で作るか、が迷えるぐらいの最低限の調理技術で、これを身に着けることをさします。

## 脂肪エネルギー比率

「日本人の食事摂取基準（2010年版）」では、脂質の摂取量を重量（グラム）としてではなく、摂取した総エネルギーに対する、脂質由来のエネルギーの割合としています。

脂質エネルギー比率の望ましい摂取基準は、20歳代までは20%以上30%未満、30歳代からは20%以上25%未満としています。

## 生活習慣病

日本人の三大死因であるがん、脳血管疾患、心疾患、および脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などはいずれも生活習慣病です。

19世紀まで人類の健康上の課題は感染症の克服でしたが、この課題がほぼ解決した先進諸国では20世紀以降、疾病構造が大きく様変わりし、生活習慣病が主たる死亡原因となっています。

## 全国高校生食育王選手権大会

本県では、「スポーツに！勉強に！趣味に！何かに一生懸命になるためにはやっぱり「健康」＝「食」が基本」との考え方から、これから大人に向かう全国の高校生を対象に「食育」について考え、そして競い合ってもらおうと平成19年から本大会を毎年開催しています。

---

## 【た行】

### 耐候性ハウス

一般的に普及している鉄骨ハウスやパイプハウス等の基礎部分や接合部分を、強風や積雪に耐えられるように補強・改良することで十分な強度を確保したハウスをさします。

### 地産地消

地産地消とは、国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）をその生産された地域内において消費する取組です。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組などを通じて、6次産業化にもつながるものです。

### 伝承料理

おばあちゃんからお母さんへ、お母さんからその娘へと、「見て、真似して、味わって覚える」料理をいいます。

### 伝統の福井野菜

全国には、その気候、風土に根ざして栽培されてきた野菜が多くあります。これらの野菜は、「伝統野菜」や「地方野菜」と呼ばれ、地域食材として「食」とも深く関わり、近年の地産地消、食育運動の機運の高まりと相まって、これらの野菜への関心も高まっています。

本県は、20品目を「伝統の福井野菜」として紹介しています。

### とれたてふくいの日

本県では「ふくい産をふくいで食べよう！」という地産地消運動を県民全体の運動として位置づけ、一体となって盛り上げていくため、毎週日曜日を「とれたてふくいの日」に設定しています。

様々な食事の場面で県産農林水産物を積極的に活用し、その豊かさ・美味しさを見直し、愛着が持てるよう働きかけています。

---

## 【な行】

### 中食（なかしょく）

レストラン等へ出かけて食事をする「外食」と、家庭内で手づくり料理を食べる「内食」の中間にあつて、市販の弁当やそう菜、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場・学校等で、そのまま（調理加熱することなく）食べることです。これら食品（日持ちをしない食品）の総称としても用いられています。

## 農家民宿

農業者が経営し、宿泊客に農作業や郷土料理づくりなど農業・農村体験を楽しんでもらう宿泊施設です。宿泊客は、農村に滞在し、農作業を体験することなどを通じて、自然・文化・人とのふれあいなど田舎の魅力を存分に味わうことができます。

## 農業生産工程管理

GAP は、Good Agricultural Practice の略称です。

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動をさします。

## のっこさん

本県で実施している「おいしいふくい食べきり運動」のキャラクターの愛称です。

---

## 【は行】

### 「早寝 早起き 朝ごはん」運動

平成 18 年は、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が設立され、子どもたちの問題は大人一人一人の意識の問題でもあり、これを契機として多くの団体とともに、子どもの基本的生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる運動を積極的に展開しています。

### ふくい味の週間、ふくい味の祭典

本県では、越前がに、さといも、蕎麦など、福井のおいしい食材が豊富な 11 月の第 2 日曜日～第 3 日曜日を「ふくい 味の週間」としています。期間中には、食を「学び」「味わい」「楽しむ」活動を展開し、福井の食の魅力を改めて見直し、食を大切にする意識を高めていきます。

また、「ふくい味の祭典」は、本県の食育・地産地消の取組みや本県産農林水産物の魅力をアピールする催しを一堂に介した「ふくい味の週間」の中心的イベントです。

### 福井県栄養ケア・ステーション

県内の管理栄養士や栄養士が地域や医療機関に対して栄養支援を行う拠点です。地域の方々の生活に密着した栄養相談を行っています。

### ふくい健幸美食

健康長寿で、幸福度日本一である本県の豊富な食材を活かし、低塩分で野菜を多く使ったヘルシーなメニューをさします。飲食店、学生・社員食堂、弁当業者等が提供する 1 回の食事メニューを県が認定しています。

### 福井しあわせ元気国体

平成 30 年、本県で開催される第 73 回国民体育大会の大会愛称です。

## ふくい食育・地産地消応援団

平成21年3月に策定した、「ふくいの食を通じて健康で豊かな人間性を育む」ことを基本理念とした「ふくいの食育・地産地消推進計画」に基づき、食育や地産地消の推進に自発的に取り組む企業・団体をいいます。

## フッ化物洗口

一定濃度のフッ化ナトリウム溶液（5～10ml）を用いて、1分間ブクブクうがいを行う方法で、永久歯のむし歯予防手段として有効です。第一大臼歯の萌出時期（就学前）にあわせて開始し中学生まで続けます。保育園・幼稚園・小中学校で、集団で実施されていますが、個人的に家庭で行う方法もあります。

## ふるさと知事ネットワーク

新しいふるさとの創造に向けて、地勢の異なる地方の13県（青森、山形、石川、福井、山梨、長野、三重、奈良、鳥取、島根、高知、熊本、宮崎）が「ローカル・アンド・ローカル」の発想で人や地域の新しいネットワークをつくり、地方自治の新しいモデルをつくるための活動を行っている政策集団です。

## ふるさとワークステイ

本県の農山漁村に滞在し、地域住民と交流しながら、農作業や地域作り、環境保全活動などのボランティアをしていただく制度です。

## フード・コミュニケーション・プロジェクト

F C P（フード・コミュニケーション・プロジェクト）は、食品事業者、関連事業者、行政、消費者等の連携による意欲的な取組の活性化を通じ、消費者の「食」に対する信頼の向上に取り組むプロジェクトで、農林水産省が推進しています。

---

## 【ま行】

### ミディトマト「越のルビー」

本県で生産されるミディトマトのブランド名です。越のルビーは、福井県立短期大学（現福井県立大学）農学科で育成され誕生しました。大玉トマトとミニトマトの中間（ミディ）の大きさで、一般に「ミディトマト」と呼ばれています。大玉トマトと比較すると糖度が高いのが特長です。形や大きさがちょうど良く、甘みがあり、福井県内でも人気があります。

## メタボリックシンドローム

過食と運動不足による内臓脂肪蓄積が、血糖、血圧を上昇させ、脂質代謝異常を引き起こし、心臓病や脳卒中などの動脈硬化性疾患をまねきやすい複合病態です。

メタボリックシンドロームの改善には、体重のたった5%を減量するだけで内臓脂肪は減りますし、高血糖、高血圧、脂質異常も改善します。食事と運動を中心にした生活改善が欠かせません。

---

## 【ら行】

### 6次産業化

第一次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、第二次産業や第三次産業にまで踏み込むこと。今村奈良臣・東京大学名誉教授が提唱した。当初は1、2、3を足し算して6としていたが、一次産業がゼロになったら結局ゼロにしかないという意味で掛け算に改めました。

### ロコモティブシンドローム

骨・関節・筋肉など体を支えたり動かしたりする運動器の機能が低下し、要介護や寝たきりになる危険が高い状態をいいます。国の介護予防・健康対策などの方針を受けて日本整形外科学会が平成19年（2007）に提唱したもので、自己診断法のロコチェックや予防運動のロコモーショントレーニング（ロコトレ）の実践を呼びかけています。

運動器のことを英語で locomotive organ ということから由来しています。

---

## 【わ行】

### 若狭牛提供の店

若狭牛流通推進協議会（事務局：福井県経済農業協同組合連合会）では、若狭牛を月に1頭分以上販売する店を「若狭牛提供の店」に認定しています。認定店には、若狭牛と書かれた置物や旗を店頭に掲げています。

### 若狭ふぐの宿

福井県では、平成20年度から「若狭ふぐの宿」認証制度をスタートしました。

若狭ふぐ料理を提供する若狭・越前のお宿を、県が認証する制度です。「若狭ふぐの宿」の提灯と旗が目印です。

# ○ 食育基本法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)  
最終改正:平成二一年六月五日法律第四九号

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、

基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供



及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

## 第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進す

ることにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国

の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以上をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）

二 食育担当大臣以外の國務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実

施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

## ○ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

(平成二十二年十二月三日法律第六十七号)

農山漁村は、長年にわたって我が国の豊かな風土と勤勉な国民性をはぐくみ、就業の機会を提供し、多様な文化を創造してきた。また、農林漁業の持続的かつ健全な発展は、その有する農林水産物等の安定的な供給の機能及び国土の保全等の多面にわたる機能が発揮されることにより、農山漁村の活力の維持向上に寄与するとともに、国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に貢献するものである。

しかるに、我が国の農林漁業及び農山漁村は内外の様々な問題に直面しており、農林水産物価格の低迷等による所得の減少、高齢化や過疎化の進展等により、農山漁村の活力は著しく低下している。

我々は、一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す六次産業化の取組と、地域の農林水産物の利用を促進することによる国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の取組が相まって、農林漁業者の所得の確保を通じて農林漁業の持続的かつ健全な発展を可能とするとともに、農山漁村の活力の再生、消費者の利益の増進、食料自給率の向上等に重要な役割を担うものと確信する。

同時に、これらの取組は、農山漁村に豊富に存在する土地、水その他の資源の有効な活用、地域における食品循環資源の再生利用、農林水産物の生産地と消費地との距離の縮減等を通じ、環境への負荷の低減に寄与することが大いに期待されるものである。

ここに、このような視点に立ち、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策を講じて農山漁村における六次産業化を推進するとともに、国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、農林漁業の振興を図る上で農林漁業経営の改善及び国産の農林水産物の消費の拡大が重要であることにかんがみ、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図るとともに、食料自給率の向上及び環境への負荷の少ない社会の構築に寄与することを目的とする。

### 第二章 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等

#### 第一節 総則

(基本理念)

第二条 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化は、それが農業者、林業者及び漁業者の所得の確保を通じて持続的な農林漁業の生産活動を可能とし、地域経済に活力をもたらすとともに、エネルギー源としての利用その他の農林水産物等の新たな需要の開拓等により地球温暖化の防止に寄与することが期待されるものであることにかんがみ、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等(以下この章において「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等」という。)を促進するため、地域の自然的経済的社会的条件に応じ、地域における創意工夫を生かしつつ、農林漁業者等が必要に応じて農林漁業者等以外の者の協力を得て主体的に行う取組に対して国が集中的

かつ効果的に支援を行うことを旨として、その促進が図られなければならない。

- 2 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に当たっては、農林水産物等又はこれを原材料とする新商品の生産又は販売に関する新技術の導入が重要であることにかんがみ、多様な主体による当該新技術の研究開発及びその成果の利用が推進されなければならない。

(定義)

第三条 この章において「農林漁業者等」とは、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体(これらの者が主たる構成員又は出資者(以下この章において「構成員等」という。)となっている法人を含む。)をいう。

- 2 この章において「農林水産物等」とは、農林水産物及びその生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものをいう。

- 3 この章において「農林漁業及び関連事業の総合化」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等を図るため、単独又は共同の事業として農林水産物等の生産(農林水産物等を新商品の原材料として利用するために必要な収集その他の農林水産省令で定める行為を含む。次項及び第五項第一号において同じ。)及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であって、農林水産物等の価値を高め、又はその新たな価値を生み出すことを目指したものをいう。

- 4 この章において「総合化事業」とは、農林漁業経営の改善を図るため、農林漁業者等が農林漁業及び関連事業の総合化を行う事業であって、次に掲げる措置を行うものをいう。

- 一 自らの生産に係る農林水産物等(当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員等の生産に係る農林水産物等を含む。次号において同じ。)をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓

- 二 自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善

- 三 前二号に掲げる措置を行うために必要な農業用施設、林業用施設又は漁業用施設の改良又は取得、新規の作物又は家畜の導入、地域に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した生産の方式の導入その他の生産の方式の改善

- 5 この章において「研究開発・成果利用事業」とは、次に掲げる研究開発及びその成果の利用を行う事業であって、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に特に資するものをいう。

- 一 新商品の原材料に適する新品種の育成、土地、水その他の資源を有効に活用した生産の方式又は農林水産物等の生産に要する費用の低減に資する生産の方式の開発、品質管理の方法の開発その他の農林水産物等の生産又は販売の高度化に資する研究開発

- 二 新商品の生産に要する費用の低減に資する生産の方式又は機械の開発、品質管理の方法の開発その他の新商品の生産又は販売の高度化に資する研究開発

- 6 この章において「産地連携野菜供給契約」とは、農業者又は農業者の組織する団体(これらの者が主たる構成員等となっている法人を含む。以下この項において同じ。)が指定野菜(野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第百三三号)第二条に規定する指定野菜をいう。以下この章において同じ。)を原料若しくは材料として使用する製造若しく

は加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間において農林水産省令で定めるところにより締結する指定野菜の供給に係る契約(複数の産地の農業者又は農業者の組織する団体が連携して行う指定野菜の供給に係るのであって、天候その他やむを得ない事由により供給すべき指定野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容とするものに限る。)をいう。

## 第二節 基本方針

第四条 農林水産大臣は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する基本方針(以下この章において「基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等の推進に関する基本的な事項

- 二 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進の意義及び基本的な方向

- 三 総合化事業及び研究開発・成果利用事業の実施に関する基本的な事項

- 四 前三号に掲げるもののほか、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する重要事項

- 3 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

- 4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三節 農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する施策

(総合化事業計画の認定)

第五条 農林漁業者等は、単独で又は共同して、総合化事業に関する計画(当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員等の行う総合化事業に関するものを含む。以下この章において「総合化事業計画」という。)を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その総合化事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 総合化事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 認定を受けようとする農林漁業者等(当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員等を含む。第四項及び第五項第二号において同じ。)の農林漁業経営の現状

- 二 総合化事業の目標

- 三 総合化事業の内容及び実施期間

- 四 総合化事業の実施体制

- 五 総合化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

- 六 その他農林水産省令で定める事項

- 3 総合化事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、総合化事業の用に供する施設の整備に関する次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 当該施設の種類及び規模その他の当該施設の整備

の内容

- 二 当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積
- 三 その他農林水産省令で定める事項
- 4 総合化事業計画には、認定を受けようとする農林漁業者等以外の者の行う次に掲げる措置(第一号から第三号までに掲げる措置にあっては、農林漁業者等以外の者が行うものに限る。)に関する計画を含めることができる。
  - 一 認定を受けようとする農林漁業者等が実施する農業改良資金融通法(昭和三十一年法律第百二号)第二条の農業改良措置(第九条第一項において「農業改良措置」という。)を支援するための措置(農業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。)
  - 二 認定を受けようとする農林漁業者等が実施する林業・木材産業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)第二条第一項の林業・木材産業改善措置(林業経営の改善を目的として新たな林業部門の経営を開始し、又は林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入することに限る。第十条第一項において「林業・木材産業改善措置」という。)を支援するための措置(林業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。)
  - 三 認定を受けようとする農林漁業者等が実施する沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)第二条第二項の沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入(当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。)を支援するための措置(沿岸漁業経営に必要な機器の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。)
  - 四 その他当該総合化事業を促進するための措置
- 5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その総合化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
  - 一 基本方針に照らし適切なものであり、かつ、当該総合化事業を確実に遂行するため適切なものであること。
  - 二 当該総合化事業の実施により認定を受けようとする農林漁業者等の農林漁業経営の改善が行われるものであること。
- 6 農林水産大臣は、総合化事業計画にその所管する事業以外の事業の実施に関する事項が記載されている場合において、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該事業を所管する大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 7 農林水産大臣は、第三項各号に掲げる事項(同項第二号の土地が農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下この章において同じ。))又は採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この章において同じ。))であり、同項の施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項又は第五条第一項の都道府県知事の許可を受けなければならないものに係るものに限る。)が

記載されている総合化事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、当該都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、政令で定めるところにより、同意をするものとする。

- 一 農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第四条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
  - 二 農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
- 8 農林水産大臣は、第三項各号に掲げる事項(同項の施設の整備として市街化調整区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の規定による市街化調整区域をいう。第十四条において同じ。))内において、第三項の施設(農林水産物等の販売施設であって政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。))の建築(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第十三号に規定する建築をいう。))の用に供する目的で行う都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為(以下この項及び第十四条第一項において「開発行為」という。))又は第三項の施設を新築し、若しくは建築物(建築基準法第二条第一号に規定する建築物をいう。))を改築し、若しくはその用途を変更して同項の施設とする行為(以下この項及び第十四条第二項において「建築行為等」という。))を行うものであり、当該開発行為又は建築行為等を行うに当たり、都市計画法第二十九条第一項又は第四十三条第一項の都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長を含む。以下この項、第十四条第二項及び第四十二条第二項において同じ。))の許可を受けなければならないものに係るものに限る。)が記載されている総合化事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、当該都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該開発行為又は建築行為等が当該開発行為をする土地又は当該建築行為等に係る第三項の施設の敷地である土地の区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域(都市計画法第七条第一項の規定による市街化区域をいう。))内において行うことが困難又は著しく不相当と認められるときは、同意をするものとする。
  - 9 農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。
  - 10 農林水産大臣は、第二項第三号に掲げる事項として産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業(当該産地連携野菜供給契約に係る指定野菜を生産する農業者の作付面積の合計が農林水産省令で定める面積に達しているものに限る。))が記載された総合化事業計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を独立行政法人農畜産業振興機構に通知するものとする。

(総合化事業計画の変更等)

第六条 前条第一項の認定を受けた農林漁業者等は、当該認定に係る総合化事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定

を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前条第一項の認定を受けた農林漁業者等は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 3 農林水産大臣は、前条第一項の認定を受けた農林漁業者等(当該農林漁業者等が団体である場合におけるその構成員等及び当該農林漁業者等に係る同条第四項各号に掲げる措置を行う同項に規定する者(以下この章において「促進事業者」という。)を含む。以下この章において「認定農林漁業者等」という。)が当該認定に係る総合化事業計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下この章において「認定総合化事業計画」という。)に従って総合化事業(同条第四項各号に掲げる措置を含む。第九条第一項において同じ。)を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 4 前条第五項から第十項までの規定は、第一項の認定について準用する。

(研究開発・成果利用事業計画の認定)

第七条 研究開発・成果利用事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、研究開発・成果利用事業に関する計画(以下この章において「研究開発・成果利用事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その研究開発・成果利用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 研究開発・成果利用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 研究開発・成果利用事業の目標
  - 二 研究開発・成果利用事業の内容及び実施期間
  - 三 研究開発・成果利用事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 3 研究開発・成果利用事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、研究開発・成果利用事業の用に供する施設の整備に関する次に掲げる事項を記載することができる。
  - 一 当該施設の種類及び規模その他の当該施設の整備の内容
  - 二 当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積
  - 三 その他農林水産省令で定める事項
- 4 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その研究開発・成果利用事業計画が基本方針に照らし適切なものであり、かつ、研究開発・成果利用事業を確実に遂行するため適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 5 主務大臣は、第三項各号に掲げる事項(同項第二号の土地が農地又は採草放牧地であり、同項の施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の都道府県知事の許可を受けなければならないものに係るものに限る。)が記載されている研究開発・成果利用事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、当該都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。この場合においては、第五条第七項後段の規定を準用する。

(研究開発・成果利用事業計画の変更等)

第八条 前条第一項の認定を受けた者(以下この章において「認定研究開発・成果利用事業者」という。)は、当該認定に係る研究開発・成果利用事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 認定研究開発・成果利用事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 3 主務大臣は、認定研究開発・成果利用事業者が前条第一項の認定に係る研究開発・成果利用事業計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下この章において「認定研究開発・成果利用事業計画」という。)に従って研究開発・成果利用事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 4 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

(農業改良資金融通法の特例)

第九条 認定総合化事業計画に従って行われる総合化事業(以下この章において「認定総合化事業」という。)に第五条第四項第一号に掲げる措置が含まれる場合において、促進事業者が当該措置を行うときは、当該措置を農業改良措置とみなして、農業改良資金融通法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項第一号中「農業者又はその組織する団体(次号において「農業者等」という。)」とあるのは「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第六条第三項に規定する認定総合化事業計画に従って同法第五条第四項第一号に掲げる措置を行う同法第六条第三項に規定する促進事業者(株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者に限る。次号において「促進事業者」という。)」と、同項第二号中「農業者等」とあるのは「促進事業者」と、同法第七条中「その申請者(その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者)」とあるのは「その申請者」と、「その経営」とあるのは「その申請者に係る地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第九条第一項に規定する認定総合化事業を行う農業者の経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」とする。

- 2 農業改良資金融通法第二条(前項の規定により適用される場合を含む。)の農業改良資金(同法第四条の特定地域資金を除く。)であって、認定農林漁業者等が認定総合化事業を行うのに必要なものについての同法第四条(同法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四条中「十年(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金(以下この条において「特定地域資金」という。))にあつては、十二年」とあるのは「十二年」と、「三年(特定地域資金にあつては、五年)」とあるのは「五年」とする。

(林業・木材産業改善資金助成法の特例)

第十条 認定総合化事業に第五条第四項第二号に掲げる措置が含まれる場合において、促進事業者が当該措置を行うときは、当該措置を林業・木材産業改善措置とみなし



て、林業・木材産業改善資金助成法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」と、「林業従事者、木材産業に属する事業を営む者(政令で定める者に限る。 )又はこれらの者の組織する団体その他政令で定める者(以下「林業従事者等」という。 )」とあるのは「同法第六条第三項に規定する認定総合化事業計画に従って同法第五条第四項第二号に掲げる措置を行う同法第六条第三項に規定する促進事業者(以下「促進事業者」という。 )」と、同条第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」と、「林業従事者等」とあるのは「促進事業者」と、同法第四条中「一林業従事者等」とあるのは「一促進事業者」と、同法第八条中「その申請者(その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者)」とあるのは「その申請者」と、「その経営」とあるのは「その申請者に係る地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第九条第一項に規定する認定総合化事業を行う林業者の経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」と、同法第十四条第一項中「林業従事者等」とあるのは「林業従事者等(林業従事者、木材産業に属する事業を営む者(政令で定める者に限る。 )又はこれらの者の組織する団体その他政令で定める者をいう。次項において同じ。 )」とする。

- 2 林業・木材産業改善資金助成法第二条第一項(前項の規定により適用される場合を含む。 )の林業・木材産業改善資金であって、認定農林漁業者等が認定総合化事業を行うのに必要なものの償還期間(据置期間を含む。次条第二項において同じ。 )は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。
- 3 前項に規定する資金の据置期間は、林業・木材産業改善資金助成法第五条第二項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

#### (沿岸漁業改善資金助成法の特例)

第十一条 認定総合化事業に第五条第四項第三号に掲げる措置が含まれる場合において、促進事業者が当該措置を行うときは、当該措置を行うのに必要な資金で政令で定めるものを、それぞれ沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金とみなして、同法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」と、「沿岸漁業の従事者、その組織する団体その他政令で定める者(以下「沿岸漁業従事者等」という。 )」とあるのは「同法第六条第三項に規定する認定総合化事業計画に従って同法第五条第四項第三号に掲げる措置を行う同法第六条第三項に規定する促進事業者(次条において「促進事業者」という。 )」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金」とあるのは「経営等改善資金」と、同法第四条中「一沿岸漁業従事者等」とあるのは「一促進事業者」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれ」とあるのは「経営等改善資金」と、同法第八条第一項中「その申請者(その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構

成する者。以下同じ。 )」とあるのは「その申請者」と、「近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入」とあるのは「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第五条第四項第三号に掲げる措置」と、「その経営」とあるのは「その申請者に係る同法第九条第一項に規定する認定総合化事業を行う漁業者の経営」とする。

- 2 沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項(前項の規定により適用される場合を含む。 )の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金であって、認定農林漁業者等が認定総合化事業を行うのに必要なものの償還期間は、同法第五条第二項の規定にかかわらず、その種類ごとに、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。
- 3 前項に規定する資金の据置期間は、沿岸漁業改善資金助成法第五条第三項の規定にかかわらず、その種類ごとに、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

#### (農地法の特例)

第十二条 認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者が認定総合化事業計画(第五条第三項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。次項及び第十四条において同じ。 )又は認定研究開発・成果利用事業計画(第七条第三項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。次項において同じ。 )に従って第五条第三項の施設又は第七条第三項の施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。

- 2 認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者が認定総合化事業計画又は認定研究開発・成果利用事業計画に従って第五条第三項の施設又は第七条第三項の施設の用に供することを目的として農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があつたものとみなす。

#### (酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の特例)

第十三条 農林漁業者等がその総合化事業計画(第五条第三項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。以下この条において同じ。 )について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定を受けた総合化事業計画に従って同条第三項の施設の用に供することを目的として行われる草地(主として家畜の放牧又はその飼料若しくは敷料の採取の目的に供される土地をいう。 )の形質の変更であって、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百八十二号)第九条の規定による届出をしなければならないものについては、同条の規定による届出をしたものとみなす。

- 2 前項の規定は、第五条第一項の認定を受けた農林漁業者等がその総合化事業計画について第六条第一項の認定を受けたときについて準用する。

#### (都市計画法の特例)

第十四条 市街化調整区域内において認定総合化事業計画に従って行われる開発行為(都市計画法第三十四条各号に掲げるものを除く。 )は、同条の規定の適用については、同条第十四号に掲げる開発行為とみなす。

- 2 都道府県知事は、市街化調整区域のうち都市計画法第

二十九条第一項の規定による許可を受けた同法第四条第十三項に規定する開発区域以外の区域内において認定総合化事業計画に従って行われる建築行為等について、同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る建築行為等が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するとき、その許可をしなければならない。

(食品流通構造改善促進法の特例)

第十五条 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)第十一条第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者(食品(食品流通構造改善促進法第二条第一項に規定する食品をいう。)の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者に限る。以下この項において同じ。)が実施する認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業(認定研究開発・成果利用事業計画に従って実施される研究開発・成果利用事業をいう。以下この章において同じ。)に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二 認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者が実施する認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該認定総合化事業又は当該認定研究開発・成果利用事業に参加すること。

三 認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業を実施する認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者の委託を受けて、認定総合化事業計画又は認定研究開発・成果利用事業計画に従って施設の整備を行うこと。

四 認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業を実施する認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項第一号に掲げる業務
第十四条第一項	第十二条第一号に掲げる業務	第十二条第一号に掲げる業務及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項第一号に掲げる業務
第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号	第十二条各号に掲げる業務	第十二条各号に掲げる業務又は地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項各号に掲げる業務
第二十条第一項第三号	この章	この章若しくは地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

第二十条第一項第四号	第十四条第一項	第十四条第一項(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第二十一条第一号	第十三条第一項、第十四条第一項	第十三条第一項若しくは第十四条第一項(これらの規定を地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第二十三条第一号	第十八条第一項	第十八条第一項(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)
	同項	第十八条第一項
第二十三条第二号	第十九条	第十九条(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

(野菜生産出荷安定法の特例)

第十六条 第五条第十項の規定による通知に係る認定総合化事業計画に従って産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業を行う認定農林漁業者等については、当該認定農林漁業者等を野菜生産出荷安定法第十条第一項に規定する登録生産者とみなして、同法第十二条の規定を適用する。この場合において、同条中「指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間において農林水産省令で定めるところによりあらかじめ締結した契約(対象野菜の供給に係るものであつて、天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容とするものに限る。)」とあるのは、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第三条第六項に規定する産地連携野菜供給契約」とする。

(種苗法の特例)

第十七条 農林水産大臣は、認定研究開発・成果利用事業の成果に係る出願品種(種苗法(平成十年法律第八十三号)第四条第一項に規定する出願品種をいい、当該認定研究開発・成果利用事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。)に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該認定研究開発・成果利用事業を行う認定研究開発・成果利用事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。

- 一 その出願品種の育成(種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。次項第一号において同じ。)をした者
- 二 その出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等(次項第二号において「従業者等」という。)が育



成した同条第一項に規定する職務育成品種(同号において「職務育成品種」という。)であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等(以下この条において「使用者等」という。)が品種登録出願をすることが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等

- 2 農林水産大臣は、認定研究開発・成果利用事業の成果に係る登録品種(種苗法第二十条第一項に規定する登録品種をいい、当該認定研究開発・成果利用事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。)について、同法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料を納付すべき者が次に掲げる者であって当該認定研究開発・成果利用事業を行う認定研究開発・成果利用者であるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し、又は免除することができる。

- 一 その登録品種の育成をした者
- 二 その登録品種が従業者等が育成した職務育成品種であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等又はその従業者等がした品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用者等

#### 第四節 雑則

(国等の施策)

- 第十八条 国及び地方公共団体は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化を促進するため、情報の提供、人材の育成、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。
- 2 国は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化と併せて、農林漁業者等以外の者による農林漁業及び関連事業の総合化及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した新たな事業の創出を促進することが、農山漁村における雇用機会の創出その他農山漁村の活性化に資する経済的社会的効果を及ぼすことにかんがみ、関係省庁相互間の連携を図りつつ、この章の規定に基づく措置及びこれと別に講ぜられる農山漁村の活性化に資する措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(資金の確保)

- 第十九条 国は、認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)

- 第二十条 国は、認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

- 第二十一条 農林水産大臣は、認定農林漁業者等に対し、認定総合化事業計画の実施状況について報告を求めることができる。
- 2 主務大臣は、認定研究開発・成果利用者に対し、認定研究開発・成果利用事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

(主務大臣等)

第二十二条 第七条第一項並びに同条第四項及び第五項(これらの規定を第八条第四項において準用する場合を含む。)、第八条第一項から第三項まで、前条第二項並びに次条における主務大臣は、農林水産大臣及び認定研究開発・成果利用事業に係る事業を所管する大臣とする。

- 2 第七条第一項及び第八条第一項における主務省令は、前項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし、次条における主務省令は、同項に規定する主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第二十三条 この章に規定する農林水産大臣及び主務大臣の権限は、農林水産大臣の権限にあつては農林水産省令で定めるところにより地方農政局長又は北海道農政事務所に、主務大臣の権限にあつては主務省令で定めるところにより地方支分部局の長に、それぞれその一部を委任することができる。

#### 第五節 罰則

第二十四条 第二十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 2 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。
- 3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

### 第三章 地域の農林水産物の利用の促進

#### 第一節 総則

(定義)

第二十五条 この章において「地域の農林水産物の利用」とは、国内の地域で生産された農林水産物(食用に供されるものに限る。以下この章において同じ。)をその生産された地域内において消費すること(消費者に販売すること及び食品として加工することを含む。以下この条において同じ。)及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。

(生産者と消費者との結びつきの強化)

第二十六条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との関係が希薄になる中で、消費者が自ら消費する農林水産物の生産者との交流やその農林水産物についての情報を求めている一方で、生産者が消費者の需要についての情報及び自ら生産した農林水産物についての消費者の評価や理解を求めていることを踏まえ、生産者と消費者との結びつきを強めることを旨として行われなければならない。

(地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化)

第二十七条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との結びつきの下に消費及び販売が行われることにより消費者の需要に対応した農林水産物の生産を促進するとともに、関連事業の事業者が地域の生産者と連携して地域の農林水産物を利用すること等により地域の農林水産物の消費を拡大し、併せて小規模な生産者にも収入を得る機会を提供することによりこのような生産者が意欲と誇りを持って農林漁業を営むことができるようにすることによって、地域の農林漁業及び関連事業の振興を図り、もって地域の活性化に資することを旨として行われなければならない。

(消費者の豊かな食生活の実現)

第二十八条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との結びつきを通じて構築された生産者と消費者との信頼関係の下に消費者が安心して地域の農林水産物を消費することができるようにすること、生産者から消費者への直接の販売により消費者が新鮮な農林水産物入手することができるようにすること、地域の農林水産物を利用することにより食生活に地域の特色ある食文化を取り入れることができるようにすること等により、消費者の豊かな食生活の実現に資することを旨として行われなければならない。

(食育との一体的な推進)

第二十九条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域の農林水産物を利用すること、地域の生産者と消費者との交流等を通じて、食生活がその生産等にかかわる人々の活動に支えられていることについての感謝の念が醸成され、地域の農林水産物を用いた地域の特色ある食文化や伝統的な食文化についての理解が増進されるなど、食育の推進が図られるものであることにかんがみ、食育と一体的に推進することを旨として行われなければならない。

(都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進)

第三十条 地域の農林水産物の利用の促進は、農山漁村の生産者と都市の消費者との結びつきの強化にも資する取組である地域の農林水産物の利用を、都市と農山漁村に生活する人々が相互にそれぞれの地域の魅力を尊重し活発な人と物と情報の往来が行われるようにする取組である都市と農山漁村の共生・対流と一体的に推進することにより、心豊かな国民生活の実現と地域の活性化に資するよう行われなければならない。

(食料自給率の向上への寄与)

第三十一条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域の農林水産物の消費を拡大し、その需要に即した農業生産を農地の最大限の活用を通じて行うこと等により農林漁業を振興し、食料の安定的な供給の確保に資すること等を通じて、我が国の食料自給率の向上に寄与することを旨として行われなければならない。

(環境への負荷の低減への寄与)

第三十二条 地域の農林水産物の利用の促進は、農林水産物の生産地と消費地との距離が縮減されることによりその輸送距離が短くなり、その輸送に係る二酸化炭素の排出量が抑制されること等により、地域における食品循環資源の再生利用等の取組と相まって、環境への負荷の低減に寄与することを旨として行われなければならない。

(社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組の促進)

第三十三条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域において地域の農林水産物の利用に自主的かつ積極的に取り組む社会的気運が醸成されるよう行われなければならないものとし、地域における多様な主体による創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、それらの多様な主体の連携の強化等により、その一層の促進を図ることを旨として行われなければならない。

(国の責務)

第三十四条 国は、第二十六条から前条までに定める地域の農林水産物の利用の促進についての基本理念(以下この章において「基本理念」という。)のっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第三十五条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(生産者等の努力)

第三十六条 農林水産物の生産者及びその組織する団体(以下この章において「生産者等」という。)は、基本理念ののっとり、地域の消費者との積極的な交流等を通じてその需要に対応した農林水産物を生産する等、地域の生産や消費の実態に応じて地域の農林水産物の利用に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の努力)

第三十七条 事業者は、基本理念ののっとり、その事業活動において地域の農林水産物を利用する等、地域の農林水産物の利用に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(消費者の努力)

第三十八条 消費者は、基本理念ののっとり、地域の農林水産物の利用に関する理解を深め、地域の農林水産物を消費する等、地域の農林水産物の利用に自主的に取り組むよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第三十九条 政府は、地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を実施するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、当該措置が農林水産物の生産、加工、流通及び販売の各段階における地域の農林水産物の利用の促進を図る上での課題に的確に対応したものとなるよう配慮するものとする。

3 国は、地方公共団体が行う地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関し、必要な支援を行うことができる。

## 第二節 基本方針等

(基本方針)

第四十条 農林水産大臣は、地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針(以下この章において「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- る。
- 一 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項
  - 二 地域の農林水産物の利用の促進の目標に関する事項
  - 三 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関する事項
  - 四 その他地域の農林水産物の利用の促進に関し必要な事項
- 3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
  - 4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県及び市町村の促進計画)

- 第四十一条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、地域の農林水産物の利用の促進についての計画(次項及び次条第二項において「促進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、促進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

### 第三節 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策

(地域の農林水産物の利用の促進に必要な基盤の整備)

- 第四十二条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するため、直売所(農林水産物及びその加工品(以下この章において「農林水産物等」という。))をその生産者等が消費者に販売するため、生産者等その他の多様な主体によって開設された施設をいう。以下この章において同じ。)その他の地域の農林水産物の利用の促進に寄与する農林水産物の生産、加工、流通、販売等のための施設等の基盤の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 2 国の行政機関の長又は都道府県知事は、土地を促進計画の趣旨に適合する直売所の用に供するため、農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該直売所の設置の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(直売所等を利用した地域の農林水産物の利用の促進)

- 第四十三条 国及び地方公共団体は、直売所等を利用した地域の農林水産物の利用を促進するため、情報通信技術を利用した農林水産物等の販売状況を管理するシステムの導入等による直売所の運営及び機能の高度化、直売所間の連携の確保及び強化、販売する地域の特性等に応じた多様な場所や形態で行う販売の方式の支援、既存の施設の活用の促進、生産者等による農林水産物の加工品の開発の促進、直売所等に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進)

- 第四十四条 国及び地方公共団体は、農林水産物の生産された地域内の学校給食その他の給食、食品関連事業(食品の製造若しくは加工又は食事の提供を行う事業をいう。以下この章において同じ。)等における地域の農林水産物の利用の推進に関する活動を促進するため、農林水産物の生産者と栄養教諭その他の教育関係者や食品関連事業を行う者(以下この章において「食品関連事業者」という。)その他の農林水産物を利用する事業者との連携の強化、地域の農林水産物及びこれを利用している事業者等に係る情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保)

第四十五条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用を促進するに当たっては、地域の消費者及び食品関連事業者等の多様な需要並びに地域の農林水産物の生産量の変動、流通に係る経費等の課題に対応した農林水産物の安定的な供給を確保するため、農山漁村及び都市のそれぞれの地域において、その特性を生かしつつ多様な品目を安定的に生産する体制を整備するとともに、地域における流通に係る事業者との連携等により適切かつ効率的な地域の農林水産物に係る流通を確保するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等)

第四十六条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の取組を通じて、食育の推進及び生産者と消費者との交流が図られるよう、地域の農林水産物の生産、販売等の体験活動(学校等において行われる実習を含む。)の促進、学校給食等における児童及び生徒と農林水産物の生産者との交流の機会の提供、地域における伝統的な食文化を伝承する活動等に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第四十七条 国及び地方公共団体は、地域の特性を生かしつつ多様な品目を安定的に生産する体制の整備に資する技術を有する生産者、直売所等における販売及び運営並びに地域の農林水産物を利用した加工食品の開発等についての知識経験を有する者、地域の農林水産物の利用に取り組む者相互の連携強化を図る活動を行う者等の地域の農林水産物の利用の推進に寄与する人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施、技術の普及指導、地域の農林水産物の利用に取り組む者の交流その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第四十八条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、地域の農林水産物の利用に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究の実施等)

第四十九条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用を促進するための施策の総合的かつ効果的な実施を図るため、地域の農林水産物の利用の取組に関連する環境への負荷の低減の度合いを適切に評価するための手法の導入等に関する調査研究、各地域における地域の農林水産物の利用の取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(多様な主体の連携等)

第五十条 国は、地域の農林水産物の利用の取組を効率

的かつ効果的に促進するため、関係府省相互間の連携の強化を図るとともに、国、地方公共団体、生産者、事業者、消費者等の多様な主体が相互に連携して地域の農林水産物の利用に取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

- 2 地方公共団体は、その地域において、地方公共団体、生産者、事業者、消費者等の多様な主体が相互に連携を図ることにより地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### (検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## ○ 福井県地産地消の推進に関する条例

(平成二十年三月十四日 福井県条例第一号)

かつては、「身土不二」といわれ、四里四方でとれた旬の物を食べることが食の基本であった。しかし、近年、経済のグローバル化や流通の発達によって、日々の食生活と地域の農林水産業との結び付きが薄れてきている。わが国の食料自給率の低下や食料輸送距離の増大などに象徴される生産の場と消費の場との距離の拡大は、社会的および心理的な距離をも拡大させ、食の安全性や地域の農林水産業の発展に悪影響を及ぼしている。

このような中で、地域で生産された物を地域で消費する「地産地消」への取組が今求められている。「地産地消」は、その推進によって県内生産者と県民との間に密接な関係を構築し、生産と消費とのかかわりや食の安全性についての共通認識を深めるとともに、地域の農林水産業の活性化や食育との相乗効果をも生み出すことのできる有効な取組である。

ここに、「地産地消」の推進を決意し、総合的かつ計画的に「地産地消」を推進するために、この条例を制定する。

#### (目的)

第一条 この条例は、地産地消の推進に関し、基本理念を定め、県の責務ならびに市町、生産者、事業者および県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定め、安全で安心な県内農産物等の供給、本県農林水産業の持続的な発展および活力ある農山漁村の形成に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地産地消 県内農産物等を県内で消費することをいう。
- 二 県内農産物等 県内で生産された農林水産物およびこれらを県内で加工した食品をいう。
- 三 事業者 県内で食品の製造、加工、流通、販売または食事の提供を行う事業者およびその組織する団体をいう。

#### (基本理念)

第三条 地産地消の推進は、県、市町、生産者、事業者および県民が連携し、農林水産業の取組および県内農産物等の情報を共有することを通じて信頼関係を構築し、互いの立場を理解し、協力しながら行うものとする。

- 2 地産地消の推進は、安全で安心な県内農産物等を県民に供給することができる仕組を構築しながら行うものとする。
- 3 地産地消の推進は、県民の豊かな食生活の維持向上に資するため、それぞれの地域の食文化が継承され、発展していくよう行うものとする。
- 4 地産地消の推進は、生産者、事業者および県民の自発的な取組を尊重しながら行うものとする。

#### (県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念のつとて、市町、生産者、事業者および県民と連携し、地産地消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

#### (市町の役割)

第五条 市町は、県、生産者、事業者および住民と協力しながら、地域の実情に応じた地産地消の推進に積極的に取り組むよう努めるものとする。

#### (生産者の役割)

- 第六条 生産者は、県内農産物等が県民の健康を支えていることを自覚し、その安全性の確保に取り組むものとする。
- 2 生産者は、生産する県内農産物等に対する県民の需要の把握に努めるとともに、その品質等に関する情報を事業者および県民に提供しよう努めるものとする。
  - 3 生産者は、県または市町が実施する地産地消の推進に関する取組を尊重するとともに、地産地消の推進に関する事業者および県民の自主的な取組に協力しよう努めるものとする。

#### (事業者の役割)

- 第七条 事業者は、県内農産物等を優先的に使用するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、県または市町が実施する地産地消の推進に関する取組を尊重するとともに、生産者および県民と連携して地産地消の推進に努めるものとする。

#### (県民の役割)

第八条 県民は、食料の供給、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等地域の農林水産業が有する多面的な機能に対する理解を

深めるとともに、県内農産物等の安全性を確保するための生産者の取組を尊重し、県内農産物等を優先的に使用するよう努めるものとする。

- 2 県民は、家庭および地域において食育を推進することにより、食の大切さを理解し、健康で豊かな食生活の維持向上に取り組むよう努めるものとする。
- 3 県民は、県または市町が実施する地産地消の推進に関する取組を尊重するとともに、生産者との交流活動への参加等自主的な取組に努めるものとする。

(地産地消推進計画の策定)

第九条 知事は、地産地消の推進に関する施策を総合かつ計画的に推進するため、地産地消の推進に関する計画を策定するものとする。

- 2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 地産地消の推進に関する施策についての基本的な方針
  - 二 地産地消の推進の目標に関する事項
  - 三 生産者、事業者または県民が自発的に行う地産地消の推進に関する活動の促進に関する事項
  - 四 地産地消の推進体制に関する事項
  - 五 前各号に掲げるもののほか、地産地消を推進するために必要な事項
- 3 知事は、第一項の計画を策定し、または変更するときは、市町、生産者、事業者および県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、第一項の計画を策定し、または変更したときは、

遅滞なく、これを公表するものとする。

(地産地消に関する啓発活動)

第十条 県は、地産地消に対する県民の関心および理解を深めるとともに、生産者、事業者および県民が地産地消に関する情報を共有し、相互理解を深めていくため、情報の提供、啓発活動その他必要な施策を実施するものとする。

- 2 県は、県内農産物等の使用の促進を図り、県民の意識啓発に資するための日を定め、これを広く県民に普及させるよう努めるものとする。

(県の施設等における県内農産物等の優先使用)

第十一条 県は、県が設置する公の施設または県が主催する催しにおいて食の提供を行うときは、県内農産物等を優先的に使用するよう努めるものとする。

(食育との連携)

第十二条 県は、地産地消に関する施策の策定および実施に当たっては、食育に関する施策との連携を図り、効果的に行うものとする。

(実施状況の公表)

第十三条 知事は、地産地消の推進に関する施策の実施状況について、毎年公表するものとする。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

○ ふくいの農業のあり方検討会 食育・地産地消推進部会委員名簿

氏名	所属・役職名
○北川 太一	福井県立大学経済学部教授
安實 正嗣	(有)ファームビレッジさんさん代表取締役
山崎富美恵	J A福井県女性組織協議会会長
清水瑠美子	福井県栄養士会会長
中野 史生	敦賀合同青果(株)代表取締役社長
日下部健一	全日本司厨士協会福井県本部会長
水林さとみ	福井県学校栄養士研究会長 (永平寺町立松岡中学校栄養教諭)
佐藤 真実	仁愛大学人間生活部健康栄養学科講師

(○印は委員長 敬称略)





福井県 農林水産部食料産業振興課  
〒910-8580 福井市大手3-17-1  
TEL 0776-20-0421  
FAX 0776-20-0649  
E-MAIL [shokusan@pref.fukui.lg.jp](mailto:shokusan@pref.fukui.lg.jp)